

PARTNER SPHERE契約

(営利)

本Partner Sphere契約は、NetApp, Inc.およびNetApp Ireland Ltd.がそれぞれ自己および自己の関連会社（総称して、以下「ネットアップ」）を代表して、パートナー（本Partner Sphere契約で定義）と締結する。

1. パートナーの任命、適用範囲

- 1.1. 本Partner Sphere契約で使用されている「パートナー」という用語は、本Partner Sphere契約に同意する者が代表を務めており、NetApp Partner Sphereプログラムへの登録を求めている組織を主に指すが、文脈によっては、本Partner Sphere契約に同意する者が代表を務める組織の代表者としての立場にある者としてのみ、本Partner Sphere契約に同意する者を指すことがある。なお、本Partner Sphere契約で定義していない用語の意味は、添付文書に定めたとおりとする。
- 1.2. ネットアップ パートナー申請フォームに入力し、これを送信した場合、パートナーは、あらゆる方法によるNetApp Partner Sphereプログラムへの登録、参加、およびアクセス、ならびに当該プログラムの利用、ならびにパートナーによるネットアップの本製品もしくは本サービスまたはその両方の購入（ネットアップの認定ディストリビュータ経由であるかネットアップから直接であるかは問わない）（エンドユーザへの再販売を目的とする場合を含む）について、(a) すべてのプログラム ガイド（本Partner Sphere契約で定義）、添付文書、および本パートナー契約締結後の変更契約（総称して、以下「パートナー契約」という）を含め、本Partner Sphere契約が明示的に適用されること、および (b) パートナー契約は、本パートナー契約に含まれている主題に関する両当事者間の本パートナー契約締結前の口頭または書面によるすべての合意事項および了解事項に明示的に優先し、これらに取って代わることに明示的に同意したことになる。
- 1.3. パートナーとネットアップの関係は独立した契約当事者の関係であり、パートナーはネットアップの代理人として行動してはならず、自らをネットアップの代理人と称してはならない。いかなる状況においても、パートナーが、事前にネットアップから書面による同意を得ずに、ネットアップ パートナーとしての地位、ならびにこれに関連する権利および義務、ならびに本パートナー契約、またはこれらの一部を譲渡および移転することは認められない。
- 1.4. ネットアップ パートナーとして、パートナーも、再販売のためではなく自らが使用するためにネットアップの本製品または本サービスを発注することができる。パートナーが、再販売のためではなく、自らが使用するために購入したネットアップの本製品および本サービスは<https://www.netapp.com/ja/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>に掲載されているチャネル エンドユーザ販売条件に排他的に準拠し、これらの各購入において、ネットアップ パートナーとしてのパートナーの地位にかかわらず、パートナーはエンドユーザとみなされるものとする。

2. プログラム ガイド

- 2.1. NetApp Partner Sphereプログラムおよびインセンティブ特典には、その時点で最新のNetApp Partner Sphereプログラム ガイド、ならびにネットアップが公開し、インセンティブ特典または認証に適用されるインセンティブ、特典、または認証に固有のガイド（それぞれを、以下「プログラム ガイド」という）および本パートナー契約が適用される。本Partner Sphere契約に基づいて適切な場合は常に、適用される各プログラム ガイドの最新版はpartners.netapp.comにおいてパートナーが閲覧できるものとする。かかる各プログラム ガイドおよび本パートナー契約はともに、ネットアップのインセンティブ特典、認証、または技術アライアンス プログラム（NetApp Partner Sphereプログラムを含む）への参加に関連するパートナーとネットアップとの間における本パートナー契約締結前の合意事項に優先し、これに取って代わる。

- 2.2. パートナーは、ネットアップが、事前に通知することなく、少なくとも1年に1回、ネットアップのプログラム ガイドを随時変更できることに同意する。

3. 構成、添付文書

- 3.1. 以下の添付書類（それぞれを、以下「添付文書」という）に定めるとおり、ネットアップの特定の本製品および本サービス、ならびにインセンティブ特典および販売活動またはこれらの一方には異なる、または追加の条件が適用される。

<u>添付文書：</u>	<u>内容および適用：</u>
直接発注規約	ネットアップがパートナーに対し個別に書面で認めたネットアップに対する直接発注を規律する規約
再販売規約	ネットアップから直接購入したものであるか、ネットアップの認定ディストリビュータ経由で購入したものであるかを問わず、ネットアップの本製品の再販売を規律する規約
Keystone Flexサブスクリプション：パートナー購入規約	パートナーのエンドユーザに提供するマネージド サービスで使用するためである場合を含め、パートナーによるKeystone Flexサブスクリプションの購入を規律する規約
Keystone Flexサブスクリプション：パートナー経由販売規約	再販売を目的としたKeystone Flexサブスクリプションの購入を規律する規約

- 3.2. 本パートナー契約に基づいて適切な場合は常に、適用される各添付文書の最新版は <https://fieldportal.netapp.com/content/2212287>においてパートナーが閲覧できるものとする。

- 3.3. パートナーは、すべての国および地域においてネットアップのすべての本製品もしくは本サービスまたはその両方が利用できるとは限らないこと、また、エンドユーザに見積りを提示する前に、関連する国または地域における本製品または本サービスの利用可否を最初にネットアップの担当者に確認しなければならないことを認識する。本パートナー契約およびいずれかの添付文書の本文に定める条件に矛盾が生じた場合、添付文書に含まれている主題に関しては添付文書が優先する。添付文書の条件に矛盾が生じた場合には、本製品または本サービスに固有の添付文書が、より一般的な添付文書に優先する。

4. トレーニング

パートナーがパートナー申請フォームを送信した後に、ネットアップが、パートナーに対し、特定の資格取得用トレーニング（以下「本トレーニング」という）を完了することを要求する場合があります、その詳細はhttps://netapp.sabacloud.com/Saba/Web_spf/NA1PRD0047/app/me/learningeventdetail/cours000000000044163?regId=regdw0000000005076526 に記載のとおりとする。パートナーがトレーニングを完了させる必要があり、パートナーの申請が予備承認されている場合、パートナーは予備承認通知に定める日から30日以内（以下「トレーニング期間」という）にトレーニングを完了させるものとする。トレーニング期間が満了するまでにパートナーが本トレーニングを完了させなかった場合、パートナーはNetApp Partner Sphereプログラムから除外され、本パートナー契約は終了するものとする。パートナーの便宜のために、ネットアップは、パートナーが再申請できる90日間（以下「猶予期間」という）にわたり、パートナーの申請資料および申請情報を保持する。パートナーが猶予期間内にNetApp Partner Sphereプログラムへの再申請をしなかった場合、またはパートナーが再申請したものの再申請後のトレーニング期間中に本トレーニングを完了させなかった場合、ネットアップは、パートナーの申請資料および申請情報を含め、パートナーをNetApp Partner Sphereプログラムから除外し、パートナー契約は終了するものとする。この場合、その後の猶予期間はなく、パートナーがNetApp Partner Sphereプログラムへの参加を希望する場合、パートナーは申請プロセスを再度開始する必要がある。

5. 知的財産

- 5.1. ネットアップは、ネットアップ パートナーとしてのパートナーに対し、ネットアップ パートナーであることを名乗るために、また、広告および宣伝のために、ネットアップの商標を使用するための限定的かつ非独占的で譲渡不可能なライセンスを付与する。パートナーによるネットアップの名称および商標の許可されている使用の詳細、ならびにかかる使用を規律する規約の全文は<https://www.netapp.com/us/legal/tmguidelines.aspx>に掲載されている。
- 5.2. パートナーが再販売もしくは販売し、または現在使用しているネットアップの本製品および本サービスに関連して、パートナーに対し第三者の特許、商標、または著作権を侵害しているとの申し立てがあった場合、パートナーはネットアップが自ら適切であると考えたとおりに当該申し立てを弁護または解決することを許可する。ネットアップは、かかる侵害の申し立てに明確に起因している範囲において、和解金または裁判所がパートナーに裁定した損害賠償金および費用を支払うものとする。ただし、(a) パートナーが侵害の申し立てを書面ですみやかにネットアップに通知し、(b) ネットアップがかかる侵害の申し立てを弁護することができるように、パートナーがネットアップに情報および支援を提供し、かつ (c) 弁護または和解交渉を単独で指揮する権限をパートナーがネットアップに付与することを条件とする。これは、あらゆる侵害の申し立てに関連してNetAppがパートナーに対して負う責任の範囲である。
- 5.3. 本セクションの条件に従うことを前提として、ネットアップは、パートナーが本パートナー契約もしくはチャネル エンドユーザ販売条件（掲載場所：<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>）に従って再販売もしくは販売し、または現在使用している本ハードウェア、本ソフトウェア、本文書、クラウド サービス利用促進ソフトウェア、および本クラウド サービス、またはこれらの一部（個々に、または総称して、以下「対象製品」という）が何らかの特許、商標、または著作権を侵害していると主張する申し立て（以下「知財請求」という）を第三者がパートナーに対して行った場合、かかる知財請求を弁護または解決する。ネットアップは、和解金額または該当する場合は管轄権を有する裁判所がパートナーに対して最終的に支払いを命じた金額（総称して、以下「損害額」という）が当該知財請求に明確に帰し得るものである範囲において、損害額を支払う。ただし、パートナーが、(a) 当該知財請求をすみやかにネットアップに書面により通知し、(b) 当該知財請求を防御するための情報および支援をネットアップに提供し、さらに (c) 防御および和解交渉を単独で指揮する権限をネットアップに付与することを条件とする。
- 5.4. ネットアップは、自己の選択により、該当する対象製品またはその関連箇所を置換または修正して侵害を解消すること、必要なライセンスを調達すること、または該当する対象製品を交換することができる。これらの代替策がいずれも合理的に実行可能ではないとネットアップが判断した場合、ネットアップは、自己の単独の裁量により、当該対象製品の返品または影響を受けた本クラウド サービスのサブスクリプションの終了を承諾し、当該対象製品についてネットアップが受けた前払い対価を按分した額を（該当する場合に）エンドユーザに返金することができる。
- 5.5. 矛盾する規定が本パートナー契約にあったとしても、ネットアップは、次の事由に起因または関連して生じた対象製品に関連する知財請求についていかなる義務および責任も負わない：(a) パートナーもしくはエンドユーザまたはその代理人が提供した設計、仕様、発明、指示、または技術情報をネットアップが遵守または使用したこと、(b) 事前にネットアップから書面による承認を得ずに、パートナーもしくはエンドユーザまたはその代理人が対象製品に加えた変更、(c) エンドユーザが対象製品をアップグレードしなかったこと、対象製品の新バージョンを使用しなかったこと、ネットアップが要求した変更もしくは修正を行わなかったこと、ネットアップが定めるとおりに対象製品を導入もしくは構成しなかったこと、またはネットアップの要求に応じて対象製品の使用を中止しなかったこと、(d) 対象製品またはその一部を他の製品またはサービス（ネットアップ クラウド プロバイダのサービスを含む）と組み合わせること、(e) サードパーティ ブランド製品またはサードパーティ ブランド サービス、(f) 対象製品に関連して、パートナーもしくはエンドユーザまたは第三者が保存または使用したコンテンツまたは情報、(g) ネットアップが定めた使用制限にパートナーまたはエンドユーザが違反したこと。
- 5.6. 矛盾する規定が本パートナー契約にあったとしても、本セクションは、知財請求に関するネットアップのすべての責任とパートナーの唯一の排他的な救済手段を規定している。

6. 機密情報

- 6.1. 受領当事者に開示した機密情報は、開示当事者の排他的な財産であり続ける。受領当事者は、本パートナー契約に基づく自己の義務を履行するためにのみ開示当事者の機密情報を使用することができる。受領当事者は、本パートナー契約を履行するために知る必要があり、本パートナー契約に定めるものと少なくとも同等の制限を課す契約条項に基づいて機密情報の不正開示を防止することが義務付けられている従業員および代理人にのみ、開示当事者の機密情報を開示することに同意する。受領当事者は、類似する性質を有する自己の専有情報を保護するときと同じ方法で、かつ、いかなる場合においても少なくとも合理的な程度の注意を払って、機密情報の不正利用、不正アクセスおよび不正開示を防止するものとする。
- 6.2. 機密情報には（a）開示時に制約なく受領当事者がすでに知っていた情報、（b）本パートナー契約に違反した受領当事者の作為または不作為によらずに、公知である、または公知となった情報、（c）受領当事者の知るかぎり、守秘義務に違反していない第三者が受領当事者に開示した情報、および（d）受領当事者の従業員もしくは請負業者またはその両方が開示当事者の機密情報にアクセスしてこれを使用することなく、独自に開発した情報は含まれない。
- 6.3. 開示当事者の機密情報に関する受領当事者の義務は、開示日から3年後に消滅する。
- 6.4. 開示当事者の機密情報を開示することが司法上または行政上の手続きに基づいて義務付けられている範囲において、受領当事者は、当該機密情報を開示することができる。ただし、適用法が禁止している場合を除き、受領当事者が、開示当事者に対し、当該開示をすみやかに書面で通知し、保護命令またはその他の法的救済措置を求める機会を提供することを条件とする。
- 6.5. 開示当事者の書面による要求に応じて、受領当事者は、法律上の保持義務がある場合を除き、開示当事者のすべての機密情報（そのすべての複写物を含む）を返却または破棄し、本セクションの遵守を証明する書面を提供するものとする。

7. 終了

- 7.1. ネットアップ パートナーとしてのパートナーの地位は、終了を希望する当事者が30日の期間を定めて書面で通知することで、終了させることができる。終了によって、パートナーは自らをネットアップ パートナーと称すること、およびネットアップ パートナーとして行動することができなくなるものとし、ネットアップの名称と商標を使用する権利、およびネットアップの本製品と本サービスを再販売または販売する権利は当然に消滅するものとする。
- 7.2. 各添付文書に従うことを条件として、各添付文書に別段の定めがある場合を除き、いずれかの当事者は、（a）相手方当事者が重大な違反（パートナーが支払期日までに支払いを行わなかったことを含む）をし、相手方当事者に書面で通知してから30日が経過しても当該違反が是正されなかった場合、または（b）相手方当事者が破産、または支払不能、管財人による管理、清算、もしくは債権者の利益のための譲渡に関連するその他の手続きの申し立ての対象になった場合に、これらを理由として、本発注書を終了することができる。終了は、（a）終了前に生じた総額に関するパートナーの支払義務を免除するものではなく、パートナーは当該義務の期限の利益を喪失し、（b）本パートナー契約に別段の定めがない限り、パートナーに返金を受ける権利を与えるものではない。

8. 補償

- 8.1. パートナーは、ネットアップ、ならびにその従業員、子会社、および関連会社、またはこれらの一部に対して第三者が申し立てた請求のうち、（a）パートナーによる本パートナー契約の違反、（b）パートナーのサービスもしくはサービスプロバイダ業務、または（c）虚偽の、誤解を招くもしくはその他の不正な声明もしくは表明に全面的または部分的に基づく請求に起因して生じた、あらゆる請求、損害、損失、費用および経費（弁護士の報酬を含む）について、ネットアップ、ならびにその取締役、従業員、子会社および関連会社を補償および免責する。

9. 法令遵守

- 9.1. パートナーは、腐敗行為禁止または賄賂禁止に関する国内の適用法、米国海外腐敗行為防止法（修正を含む）の要件、英国贈収賄防止法、および経済協力開発機構の国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約を施行するための法令を含むがこれらに限定されない、すべての適用法をネットアップが関与する取引において遵守することに同意する。言い換えると、事業を獲得もしくは維持するため、または公務員による自己の公務の履行を奨励するために、ネットアップとの取引に関連して、第三者（実際の顧客または見込み顧客など）に価値あるものを提供することができない。
- 9.2. パートナーは、本製品および本サービスが、米国、欧州連合、その他の国（該当する場合）の法令に基づく輸出管理の対象であること、また、本製品および本サービスには輸出入規制の下で管理される技術（暗号化技術など）が含まれている可能性があることを認識する。パートナーはかかる法令を遵守すること、また、最終用途およびエンドユーザに関する情報をネットアップに提供することに同意する。パートナーは、本製品および本サービスの再輸出先またはその他の移転先となる当事者に対し、契約またはその他の類似の保証手段により、本セクションに定めるすべての義務を遵守することを義務付けることに同意する。
- 9.3. ネットアップが本パートナー契約に基づき本製品または本サービスを提供できるように、パートナーがネットアップに個人情報へのアクセスを許可する場合、両当事者は、データ保護に関するすべての適用法および本パートナー契約に定める機密保持規定に従って、個人情報が開示および処理されることを保証するものとする。ネットアップがパートナーから個人情報を受領する範囲において、ネットアップによる当該個人情報の管理および使用にはネットアップ プライバシーポリシー（掲載場所：<https://www.netapp.com/company/legal/privacy-policy/>）が適用され、当該ネットアップ プライバシーポリシーは参照により本パートナー契約に組み込まれる。欧州連合一般データ保護規則（以下「GDPR」）の第28条1項では、個人情報の処理が、GDPRの要求事項に適合し、かつ、データ主体の権利の保護を確保する技術的措置および組織的措置に従い実施されることについて、管理者と処理者との間で合意すること、および処理者と復処理者との間で合意することを求めている。ネットアップがパートナーのために個人情報のデータ処理者として行動する範囲において、（a）ネットアップは、<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>に掲載されている「ネットアップ データ処理補遺」内のネットアップに適用される追加の条件を遵守し、（b）ネットアップは、本パートナー契約に従って本製品または本サービスを提供または改善するため以外の目的のために当該個人情報を保持、使用、および開示しない。NetAppは、前述の制限を了解しており、これを遵守することを保証する。

10. 一般条項

10.1. NetApp取締役会の内部監査委員会

- 10.1.1. パートナーは、合理的な期間を定めて事前通知すること、および通常の営業時間内に行うことを条件として、パートナーによる本パートナー契約、ならびにパートナーのネットアップ パートナーとしての役割および義務の遵守を監査および検証するための権利を、ネットアップおよび中立的な立場にいるネットアップの会計士に付与することに同意する。かかる監査において、（a）パートナーをNetAppパートナーとして指定したことに関連するパートナーの記録へのアクセス権をパートナーが提供し、（b）パートナーによる本規約に基づく自己の義務の遵守を検証するための文書またはその他の証拠の写しをパートナーが提供し、（c）要求された評価にパートナーが対応し、（d）定期的に付与される認定書をパートナーが提供する必要が生じる場合がある。加えて、NetAppは、NetAppパートナーとしてのパートナーの業績に関して定期的に面談の場を設けるものとする。その結果として、期待されている業績をパートナーが達成していない場合に、NetAppパートナーとしてのパートナーの指定が取り消されることや、パートナーのパートナー レベルが下がることもある。

10.2. 責任の制限

10.2.1. 請求の根拠（例：契約、不法行為（過失を含む）、制定法、製造物責任、厳格な責任、その他の形式的法的措置）にかかわらず、適用法が認めている範囲において、次のとおりとする。

10.2.1.1. いかなる場合においても、ネットアップ、ならびにそのサプライヤーおよび下請業者は、特別損害、付随的損害、懲罰的損害賠償金、間接損害、結果的損害、停止コスト、データの喪失または破損、収益の喪失、逸失利益、信用の喪失、予期された節約の損失、代替商品もしくは代替サービスまたはその両方の調達、および事業の中断、またはこれらの一部について、パートナーに対する責任を負わない。この除外は本パートナー契約に定める救済とは関係なく独立している。

10.2.1.2. パートナーに対するネットアップの賠償責任は、累計額が1,000,000米ドルを超えない額の直接損害に対する賠償に限定される。

10.2.2. ただし、これらの制限は、次の事由に起因して生じた請求に対する賠償責任には適用しない：（a）当事者の過失または重過失によって生じた死亡または人身傷害、（b）故意による違法行為または詐欺、（c）適用法に基づいて排除することができないその他の賠償責任、（d）**セクション5 Error! Reference source not found.**（知的財産）に基づいてネットアップがパートナーに補償する知財請求。

10.3. 更新：パートナーは、ネットアップが、事前にパートナーに通知することなく、少なくとも1年に1回、本パートナー契約（添付文書およびプログラム ガイドを含む）の修正もしくは更新またはその両方を行うことができることに同意する。パートナーは、最新の Partner Sphere 契約および添付文書を <https://fieldportal.netapp.com/content/2212287>において閲覧することができ、最新のプログラム ガイドを partners.netapp.comにおいて閲覧することができる。本パートナー契約に基づいて適切な場合は常に、掲載されているPartner Sphere契約、添付文書、およびプログラム ガイドのその時点の最新版が、パートナーとネットアップとのパートナー契約の優先する条件であるものとする。

10.4. 通知：明確な記載がある場合を除き、本パートナー契約で要求または許可されているすべての通知およびその他の連絡は書面で行うものとし、手渡し、翌日配達の日付証明郵便、または書留郵便（受領証明の依頼付き）で送付するものとし、手渡した時または受領を確認した時に到達したとみなされる。加えて、各当事者は、パートナーが提供したEメール アドレスおよびネットアップについてはGeneral.Counsel@netapp.com宛てのEメールまたは電子送信により通知することに同意する。ネットアップに提供したパートナーの連絡先情報（Eメール アドレスを含む）を継続的に更新するのはパートナーの責任であり、ネットアップは、その時点でネットアップに登録されている連絡先情報に基づいて本パートナー契約の基づく通知または連絡をすることにより、本セクションを遵守したとみなされるものとする。

10.5. 不可抗力：いずれの当事者も、天災、民間または軍事関係当局の行為、政府による優先事項、火災、洪水、地震、伝染病、伝染病の感染拡大、検疫、エネルギー危機、ストライキ、労働紛争、テロ行為、戦争、暴動、事故、不足、交通機関の遅延、または当該当事者の合理的支配が及ばないその他の原因（それぞれを、以下「不可抗力事由」という）に起因して生じたと主張される損失および損害について、相手方当事者に対する責任を負わない。疑義を避けるために付記すると、不可抗力事由が生じたとしても、現実引き渡された本製品または本サービスの対価として本パートナー契約に基づいて支払うべき額を支払うパートナーの義務は免除されない。不可抗力事由が30日を超えて続く場合、両当事者は影響を受ける本発注書の終了を誠実に交渉する。

10.6. 準拠法、裁判地

10.6.1. 本パートナー契約、本パートナー契約の解釈、および本パートナー契約に基づいて生じた紛争の準拠法は次のとおりとする。

10.6.1.1. 本Partner Sphere契約のセクション10.6.1.2に従うことを条件とし、当該セクションの制限の下で、パートナーによるPartner Sphereプログラムへの参加もしくは当該プログラムに基づくインセンティブ特典またはその両方に起因または関連して生じた紛争に関しては、(a) パートナーが米国、カナダ、またはメキシコに所在する場合にはカリフォルニア州法、(b) パートナーがその他の国に所在する場合にはアイルランド法を準拠法とし、いずれの場合も法の抵触に関する規定にかかわらない。

10.6.1.2. 本発注書に起因して生じた紛争に関しては、関連する本発注書の承諾もしくは締結またはその両方を行ったネットアップ組織が設立された州もしくは国またはその両方（関連する法の抵触に関する規定は除く）。

10.6.2. 国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本パートナー契約およびいかなる本発注書にも適用されない。

10.7. 完全合意、変更：本パートナー契約は、各当事者の権限を有する代表者が署名した変更契約書による場合を除き、変更することができない。本パートナー契約の英語版と（現地の要件に応じて翻訳された）非英語版との間に対立がある場合は、適用法が認めている範囲において、本パートナー契約の英語版が優先する。本パートナー契約（本Partner Sphere契約で参照されているプログラム ガイド、添付文書、および補足条件、またはこれらの一部を含む）は、(a) 何らかの方法でのNetApp Partner Sphereプログラムへの参加およびアクセス、ならびに当該プログラムの使用、ならびにパートナーによるネットアップの本製品もしくは本サービスまたはその両方の購入（ネットアップ認定ディストリビュータ経由であるか、ネットアップから直接であるかは問わない）（エンドユーザへの再販売を目的とする場合を含む）に関する両当事者間の完全な合意事項および了解事項を表明したものであり、(b) 両当事者間における本パートナー契約締結前のあらゆる連絡内容、表明事項、および合意事項に優先し、(c) 両当事者間またはパートナーおよびエンドユーザ間における本発注書、確認書、またはこれらに類似する通信において矛盾する条件および追加の条件に優先する。ネットアップが発行した本発注書は、本パートナー契約を組み込んでいとみなされ、本パートナー契約に従う。ただし、両当事者が明示的な別段の合意を書面により行った場合はこの限りではない。ネットアップが作成したものではない発注文書（ネットアップの署名の有無は問わない）およびこれに類似するネットアップが作成したものではないその他の文書に事前に印刷されている条件および一般条件は効力を有しない。

10.8. 解釈：見出しは、便宜および参照の簡易化のためにのみ挿入されており、本パートナー契約の規定の解釈において考慮されない。本パートナー契約中での「含む」という言葉の使用はその前の言葉や句の意味を制限するとみなされない。各当事者には、弁護士とともに本パートナー契約を独自に確認する機会が与えられており、規定の具体的な文言を理解および解釈し、これに同意するために必須の経験および専門知識がある。したがって、本パートナー契約の解釈に関する不明点または紛争が生じた場合には、文言の起案はいずれの当事者にも帰属しない。

別紙1

定義

(本別紙で定義していない用語の意味は、添付文書に定めたとおりとする)

関連会社とは、本Partner Sphere契約の当事者が中間会社（数は問わない）を通じて直接または間接的に支配する、または本Partner Sphere契約の当事者と共通の支配下にある組織のことをいう。ただし、そのような関係が存在する期間に限る。本定義において、「支配」とは、対象組織の業務を指揮できること、および対象組織の取締役会の構成を左右できること、またはそのいずれか一方、または（a）株式会社の場合は取締役選出権がある株式、もしくは（b）株式会社以外の事業組織の場合は持分利益持分の過半数（または設立国の適用法により外国人株主が所有できる最大所有比率が50%未満の場合はその所有比率分）を有していることを意味する。

本クラウド サービスとは、エンドユーザに提供するネットアップのクラウドベースのサービス（インフラストラクチャ、プラットフォーム、またはソフトウェアである場合がある）のことをいい、その詳細はクラウド サービス利用規約に記載されているとおりとする。

クラウド サービス利用促進ソフトウェアとはエンドユーザによる本クラウド サービスの利用を促進するためにのみ必要なネットアップの本ソフトウェアのことをいう。

機密情報とは、本パートナー契約の当事者に帰属する、または本パートナー契約の当事者が提供する情報（最も広い意味とする）のうち、開示のときに「機密」と特定され、セクション6.2に記載されている説明に該当しないもののことをいう。

開示当事者とは、本Partner Sphere契約に基づいて機密情報を共有する当事者のことをいう。

ディストリビュータとは、ネットアップ認定パートナーを通じてネットアップの本製品および本サービスを販売する権限をネットアップが付与した組織のことをいう。

本文書とは、ネットアップがNetApp.comで公開しているその時点で最新の文書のうち、ネットアップが公開しているネットアップの本製品および本サービスの説明、操作、および使用に関連するもののことをいう。なお、本文書には、技術プログラム文書、インターフェイス文書、ユーザ マニュアル、操作指示書、およびリリース ノートが含まれる。

エンドユーザとは、自らが使用するためにネットアップの本製品および本サービスを購入した最終使用顧客のことをいう。

サービス文書とは、ネットアップが顧客に提供する本プロフェッショナル サービスの説明が記載されたネットアップ承認済みの文書（作業仕様書、サービス概要、サービス説明書を含むが、これらに限定されない）のことをいう。

本ハードウェアとは、NetAppブランドのハードウェア（そのコンポーネントおよび予備部品を含むが、あらゆるファームウェアおよびサードパーティ ブランド製品は除く）のことをいう。

本発注書とは、エンドユーザが購入する本製品または本サービスの説明が記載された、ネットアップ承認済みのパートナー発注文書、発注書、またはオンライン発注書のことをいう。

Partner Sphere申請フォームとは、NetApp Partner Sphereプログラムへの参加をパートナーが申請する際に使用する必須の申請ワークフローのことをいう。

Partner Sphereプログラムとは、ネットアップが公開しているその時点で最新のNetApp Partner Sphereプログラム ガイドに記載されているパートナー向けインセンティブ特典プログラムのことをいう。

個人情報とは識別された、もしくは識別可能な自然人もしくは世帯に直接もしくは間接的に関連する情報、または適用法令が「個人データ」もしくは「個人情報」と定義する情報のことをいい、その詳細は次のURLに掲載されているネットアップ プライバシー ポリシーに記載のとおりとする：

<https://www.netapp.com/ja/company/legal/privacy-policy/>

価格一覧とは、ネットアップのその時点で最新の本製品および本サービス、ならびにこれらに関連する仕向国用の価格の一覧のことをいう。

本製品とは、本ハードウェア、本ソフトウェア、およびサードパーティ ブランド製品の総称である。

本プロフェッショナル サービスとは、本サポート サービス以外の、ネットアップまたはその代理人が提供するコンサルティング サービス、設置・インストール サービス、導入サービス、およびその他のサービスのことをいう。

発注書とは、パートナーが本製品および特定の本サービスをネットアップから直接購入するためにネットアップに提示する電子発注書のことをいう。

受領当事者とは、本Partner Sphere契約に基づいて機密情報を受領する当事者のことをいう。

本サービスとは、ネットアップの本クラウド サービス、本サポート サービス、および本プロフェッショナル サービス、またはこれらの一部の総称である。

本ソフトウェアとは、オブジェクト コード形式のNetAppブランドのソフトウェアのことをいう。なお、本ソフトウェアには、オペレーティング システム ソフトウェア、プロトコル、ファームウェア、バックアップとリカバリ、ディザスタ リカバリ、Storage Efficiency、および管理ソフトウェア（該当する場合）が含まれる。

本サポート サービスとは、本製品向けにネットアップまたはその代理人が提供し、一般的に利用可能なネットアップのテクニカル サポートおよび保守サービスのことをいう。

サードパーティ ブランド製品または**サードパーティ ブランド サービス**とは、本ハードウェアおよび本ソフトウェアと併用するための、サードパーティが製造、開発、ライセンス、またはその他の形で提供し、当該サードパーティのブランド名でネットアップが再販売するハードウェア（以下「**サードパーティ ブランド ハードウェア**」という）、ソフトウェア（以下「**サードパーティ ブランド ソフトウェア**」という）、またはサービス（以下「**サードパーティ ブランド サービス**」という）のことをいう。

PARTNER SPHERE契約
添付文書1 - 直接発注規約添付文書

パートナー契約に付随する本直接発注規約添付文書は、ネットアップに直接発注する権限をネットアップが書面で付与したパートナーおよびかかる各直接発注にのみ適用される。

1. 発注書および発注

本発注書のそれぞれは、最新の有効な価格見積り（該当する場合）に基づくものとし、かかる価格見積りを参照するものとする。また、本発注書のそれぞれには、関連する本製品もしくは本サービスまたはその両方に関する情報、適切な法人、「出荷先」および「請求先」となる場所（該当する場合）、ならびに要求する引渡日（該当する場合）を記載するものとする。パートナーはすべての本発注書を電子的な手段によりネットアップに発行するものとする。パートナーは、拘束力のある対応する発注書をエンドユーザから受け取った場合にのみ、本製品または本サービスの本注文書を発行するものとする。すべての発注書はネットアップにより受諾されなければならない。

2. 変更、取り消しおよび日程変更

パートナーは、出荷予定日の10日前までであれば、本製品または関連する本サポート サービスの発注書を修正または取り消すことができる。また、パートナーは、追加料金を支払うことなく、本製品および関連する本サポート サービスの引渡日として要求した日を発注書1通につき1回に限り変更することができる。本プロフェッショナル サービスおよび本クラウド サービスの取り消し、変更、および日程変更に関連する追加の条件は該当する添付文書、プロフェッショナル サービス規約、およびクラウド サービス利用契約（掲載場所：<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>）に定めるとおりとする。

3. 提供方法

ハードウェア、およびハードウェアに事前インストールされているソフトウェアの引き渡しは、ネットアップの見積書に明記された適用取引条件に従って、または個々の状況に応じてネットアップが同意したとおりに行われる。ハードウェアにプリインストールされていないソフトウェアの引き渡しは、ネットアップが有効化キーをエンドユーザに提供することによって、もしくは有効化キーが不要な場合はネットアップがエンドユーザに対して当該ソフトウェアの利用およびダウンロードを可能にすることによって行われる。

4. 危険負担

本製品の危険負担および本製品に含まれるハードウェアの権原は、引き渡し時にパートナーに移転する。

5. 検収

サービス文書において別段の合意をしていない限り、パートナーによる本製品の検収は引き渡しの時に行われ、パートナーによる本サービスの検収は当該本サービスが履行された時に行われるものとする。

6. 請求

ネットアップは、見積書または相互に署名した本発注書に明記している適用取引条件に従って引き渡したことを条件として、出荷物（部分的な出荷を含む）の対価を請求することができる。

7. 価格

価格は該当する価格表に基づく見積りのとおりとする。ネットアップは単独裁量によりいつでも価格表の価格を変更でき、また価格表から製品とサービスを追加または削除できる。価格変更の効力発生日より後に受け取ったが有効な現行のネットアップ見積書に基づく本発注書に対しては、ネットアップの見積書に記載されている価格にて請求書が発行されるものとする。

8. 支払条件

パートナーは、相殺することなく、ただちに利用可能な資金で、ネットアップの請求日から30日以内に全額を請求書に明記されている通貨建てで支払うものとする。ただし、相互に署名した本発注書において別段の合意をした場合は、この限りではない。パートナー契約に定めがある場合または法律が禁止している場合を除き、料金は返金不可能であり、支払義務は取消不可能である。

9. 未払いに対する救済措置

パートナーから請求金額よりも少ない額の支払いを受けた場合、全額の支払いを受け付けたとはみなされないものとする。また、いかなる小切手の裏書きおよび明細、ならびに支払いまたは小切手に付随する文書も、代物弁済とはみなされないものとする。ネットアップは、未払い額を回収する権利、およびパートナー契約に定めるその他の救済措置、または法律上もしくは衡平法上のその他の救済措置を求めるネットアップの権利を損なうことなく、かかる支払いまたは小切手を受け取ることができる。ネットアップは、パートナーから受け取った支払金額を、パートナーの支払期日が到来した残高もしくは支払いが遅延している残高またはその両方に充当する権利を有している。パートナーが支払期日までに支払いを行わなかった場合、利用可能な他のすべての救済措置に加えて、ネットアップはパートナーに対するその後の本製品の納入および本サービスの提供を拒否する権利を有する。

10. 税金および関税

パートナーは、本製品または本サービスの利用もしくはネットアップによるその提供から生じる税（ネットアップの純利益に基づく税を除く）、手数料、関税、料金、およびすべての関連ペナルティと利子の支払いに対して単独責任を負う。かかる税が発生した場合（源泉徴収税を含む）、パートナーが支払うべき合計金額（当該控除または源泉徴収が行われる必要のある金額）は、請求額と同額の支払いをネットアップが全額受領できるようにするために必要な範囲で増額される。パートナーが納税を免除されている場合、パートナーはネットアップに対し、パートナーからネットアップへの本発注書の提出日から30日以内に、非課税証明書、または税務当局が受け入れ可能なその他の文書を提供する。パートナーが当該書類をネットアップに提供しない場合については、ネットアップは当該税を請求書に含める権利を留保する。パートナーは、ネットアップから適切な控除許可文書を得ずに、ネットアップに支払うべき金額から源泉徴収税を控除することができない。提示された価格に加えて、パートナーは、適用のある指定取引条件またはその他の形で適用される可能性がある取引条件に従って国境を越えて出荷される本製品に課されるすべての関税、ライセンス料金、および各種税金を支払う責任を負う。

PARTNER SPHERE契約

添付文書2 - 再販売規約

パートナー契約に付随する本再販売規約添付文書は、ネットアップから直接購入したものであるか、ネットアップの認定ディストリビュータを通じて購入したものであるかを問わず、ネットアップの本製品および本サービスの再販売に適用される。

1. リセラーの権限

1.1. パートナーには、ネットアップが書面により明確に別段の同意をしている場合を除き、本製品および本サービスを、販売地域においてエンドユーザに対し、エンドユーザの内部使用のみを目的として（つまり、再販売、再マーケティング、および再流通を目的としない）再販売する権限がネットアップによって付与されている。なお、「販売地域」は、最新の Partner Sphere プログラム ガイド（掲載場所：partners.netapp.com）において、パートナーに関連して定義される。ネットアップが書面により明示的に承認していない限り、エンドユーザではない第三者への再販売は厳に禁止されている。

1.2. ネットアップの本製品および本サービスは、米国、欧州連合、およびその他の国の輸出入管理法令の対象であり、暗号化などの輸出規制対象である技術を含んでいる場合がある。パートナーは、これらの法令を遵守し、購入または展開した本製品および本サービスの輸出、再輸出、および移転の完全で真実かつ正確な記録を少なくとも出荷日から7年間にわたり維持することに同意する。パートナーは、関税法または輸出法への違反またはそのおそれを認識した場合、その旨をすみやかにネットアップに通知しなければならない。

2. 発注

2.1. ネットアップの本製品および本サービスに関する本発注書は、ネットアップが本発注書を発行する権限を書面でパートナーに別途付与していない限り、パートナーがパートナー申請フォームで選択したディストリビュータに発行しなければならない。ネットアップに直接本発注書を発行する権限をネットアップが書面で付与したパートナーのみが、ネットアップに直接本発注書を発行することができる。

2.2. ネットアップに直接発行するすべての本発注書には、直接発注規約添付文書が適用される。パートナーのディストリビュータに発行した発注書を規律する条件は、パートナーとディストリビュータの間におけるものである。ディストリビュータの選択または変更に関する詳細については、ネットアッ

プにEメール（partner@netapp.com）で問い合わせること。

3. チャネル エンドユーザ条件

3.1. エンドユーザに対しネットアップの本製品および本サービスを再販売および販売するときに、パートナーは、各エンドユーザが、ネットアップの本製品もしくは本サービスまたはその両方の購入および使用には、一般公開されているネットアップのチャネル エンドユーザ規約（掲載場所：<https://www.netapp.com/how-to-buy/sales-terms-and-conditions/>）（以下「CEU規約」という）が排他的に適用されることを完全に認識していることを確実にしなければならない。パートナーは、パートナーとの発注文書の一部としてCEU規約の写しをエンドユーザに提供するか、本条に定めるURLに掲載されているCEU規約にアクセスするようエンドユーザに指示しなければならない。パートナーは、CEU規約に定める責任を超える、本製品および本サービスに関連する責任をネットアップが受け入れないことを認め、これに同意する。さらに、疑義を避けるために付言すると、パートナーには、ネットアップに代わってCEU規約の規定を変更、交渉、および放棄する権限がない。異なる条件をエンドユーザに提示することをパートナーが選択した場合、パートナーのみがリスクを負担する。また、パートナーは、いかなる方法でもかかるリスクおよび条件の補償をネットアップに求めることはできない。パートナーが本再販売規約添付文書に記載されているとおりCEU規約をエンドユーザに提示しなかった場合、またはネットアップの本製品もしくは本サービスまたはその両方のエンドユーザによる購入もしくは使用またはその両方に関して、何らかの方法でCEU規約とは異なる条件またはCEU規約を変更した条件を提示しようとした場合には、パートナー契約への違反に該当するものとし、本再販売規約添付文書に定める救済措置の対象になる。

4. ソフトウェアを販売するためのライセンス

4.1. ネットアップ パートナーとして、ネットアップは、再販売取引の一環としてネットアップ ソフトウェアのライセンスをエンドユーザに販売するための限定的な権利をパートナーに付与

する。ただし、かかる権利には、当該ソフトウェアをパートナー自身が使用する権利は含まれていない。

5. 米国の公的部門に関する制限および規則

5.1. パートナーは、一次請負業者または再委託先のいずれの立場においても、エンドユーザが米国連邦政府の機関、米国の州政府もしくは地方自治体の機関、または公立教育機関のいずれかである場合に、ネットアップがパートナーに対し書面により明示的に承認していない限り、かかるエンドユーザに対する本製品または本サービスの再販業者

として行動してはならないものとする。かかる禁止には、ネットアップから書面による明示的な承認を得ずに、米国連邦政府の機関、米国の州政府もしくは地方自治体の機関、または公立教育機関に対しマネージド サービスを提供するためにネットアップの本製品および本サービスを使用することが含まれる。ネットアップが前述の書面による承認をした場合、米国連邦政府補足規約もしくは州政府・地方自治体・高等教育機関規約添付文書またはその両方（該当する場合）もパートナーに適用されるものとする。

PARTNER SPHERE契約
添付文書3 – KEYSTONE FLEXサブスクリプション：再販売規約

パートナー契約の添付文書である本Keystone Flexサブスクリプション再販売規約（以下「**Keystone再販売添付文書**」という）では、ネットアップのサブスクリプション サービス（以下で定義）をエンドユーザに再販売することに関する追加の条件を定める。

1. 用語定義：本Keystone再販売添付文書で使用されているが、定義されていない用語の意味は、パートナー契約（他の添付文書を含む）および該当するサービス説明に定めるとおりとする。

1.1 「**譲渡オプション**」の定義は**第9.2条（a）**に定めるとおりとする。

1.2 本Keystone再販売添付文書で用いている「**エンドユーザ**」という用語は、パートナーが本Keystone再販売添付文書に従って再販売するサブスクリプション サービスの受益者としてパートナー注文においてパートナーが特定した最終使用顧客をいう。

1.3 「**エンドユーザ情報**」とは、エンドユーザにより、またはエンドユーザに代わって提供され、サブスクリプション製品にアップロードされるか、または当該製品とともに使用される情報（個人情報を含むか否かは問わない）をいう。

1.4 「**エンドユーザ拠点**」とは、エンドユーザまたは第三者が所有または管理しているか否かを問わず、サブスクリプション製品を設置またはインストールし、保守する特定の物理的な拠点としてパートナー注文に特定される拠点をいう。

1.5 「**エンドユーザ規約**」とは、ネットアップが提供するサブスクリプション サービスのエンドユーザによる利用を規律するネットアップのKeystoneチャネル エンドユーザ サービス利用規約（随時変更される場合がある）をいう。なお、エンドユーザ規約はネットアップのKeystone規約Webサイト、またはパートナーに明示するその他のネットアップのサイトで公開されている。Keystone注文またはエンドユーザ規約は、参照により、該当するサービス説明を組み込むものとする。

1.6 「**Keystone注文**」とは、エンドユーザがサブスクリプション サービスを購入するためにパートナーに提供する書面または電子的形式による発注書または確認書をいう。

1.7 「**Keystone 規約 Web サイト**」の URL は <https://www.netapp.com/services/keystone/terms-and-conditions/> である。

1.8 「**ロックアウト期間**」の定義は**第9.2条（b）**に定めるとおりとする。

1.9 「**測定ツール**」とは、サブスクリプション サービスの使用を監視することができる、ネットアップ提供のWebベースのツールをいう。なお、詳細はサービス説明に記載のとおりとする。

1.10 「**パートナー購入価格**」とは、パートナー注文で定めるとおりパートナーが支払うべき該当する料金をいう。パートナー購入価格は、該当するサービス説明に定める測定方法および課金方法に従って決定するものとする。

1.11 「**パートナー注文**」とは、ネットアップが本Keystone再販売添付文書に従ってエンドユーザのためにサブスクリプション サービスを展開することを目的としたパートナーによる注文をいう。各パートナー注文は、当該パートナー注文に関連して提供される追加のサブスクリプション サービスの確認とともに、1件のパートナー注文を構成する。

1.12 「**パートナー提供サービス**」の定義は**第5.2条(a)**に定めるとおりとする。

1.13 「**レート**」とは、パートナー購入価格の算出に使用される、パートナー注文に定める該当するレートをいう。

1.14 「**リカバリ料金**」とは、（a）サブスクリプション ハードウェアを撤去し、その占有を回復するときにネットアップに生じる合理的な費用、および（b）エンドユーザによる占有中に生じたサブスクリプション ハードウェアの破損または紛失に関連する費用をいう。

1.15 「**交換品の価額**」とは、ネットアップのその時点で最新の価格表に従って算出される、サブスクリプション ハードウェアの交換費用をいう。

1.16 「**サービス説明**」とは、ネットアップのKeystone規約Webサイトで公開される各サブスクリプション サービスの説明（随時変更される場合がある）をいう。なお、サービス説明は、パートナー注文に基づいてパートナーが発注した特定のサブスクリプション サービスのエンドユーザによる利用に適用される。サービス説明はエンドユーザの利益のために提供され、本Keystone再販売添付文書およびエンドユーザ規約に明示的な定めがある場合を除き、ネットアップの製品またはサービスのエンドユーザによる取得を規律する購入条件、ライセンス条件、金融条件、その他の合意事項（パートナーが、またはパートナーを通じて提示する条件を含む）に優先する。

1.17 「サブスクリプション ハードウェア」とは、サブスクリプション サービスの一環としてネットアップにより使用されるハードウェア（そのコンポーネントおよび予備部品を含む）をいう。

1.18 「サブスクリプション製品」とは、サブスクリプション サービスの一環としてネットアップにより使用されるサブスクリプション ハードウェアおよびサブスクリプション ソフトウェアの全部または一部をいう（当初の構成の一部としてのものか、サブスクリプション サービスをネットアップが履行する通常の過程の中であとから追加されるものかを問わない）。なお、「サブスクリプション製品」は、パートナー契約における「本製品」を構成する。

1.19 「サブスクリプション サービス」とは、パートナー注文に基づいて購入され、サービス説明にさらに詳しく記載されているとおりサブスクリプション方式でエンドユーザに提供される、ネットアップの特定のStorage as a Service (STaaS) 容量および追加サービスをいう。なお、「サブスクリプション サービス」は、パートナー契約における「本サービス」を構成する。

1.20 「サブスクリプション ソフトウェア」とは、サブスクリプション サービスの一環としてネットアップにより使用されるソフトウェアをいう（サブスクリプション ハードウェア上で、またはそれとともに提供されるか、スタンドアロン方式で提供されるかを問わない）。

1.21 「サブスクリプション期間」とは、更新後の期間または延長後の期間を含む、パートナー注文において指定される使用期間をいう。

2. サブスクリプション サービスの再販売

2.1 エンドユーザに再販売する権利：本Keystone再販売添付文書に定める条件に従うことを前提として、パートナーは、エンドユーザへの再販売のみを目的として、サブスクリプション サービスをネットアップに直接発注するための非独占的な権限を有する。エンドユーザがエンドユーザ規約を遵守し、パートナーが本Keystone再販売添付文書の条件を遵守することを前提として、ネットアップは、ネットアップおよびパートナーが合意した各パートナー注文において特定されているサブスクリプション サービスをエンドユーザに提供する。パートナーは、一次請負業者または再委託先のいずれの立場においても、エンドユーザが米国連邦政府の機関、米国の州政府もしくは地方自治体の機関、または公立教育機関のいずれかである場合に、ネットアップがパートナーに対し書面により明示的に承認していない限り、かかるエンドユーザに対するサブスクリプション サービスの再販業者として行動することができない。かかる禁止には、ネットアップから書面による明示的な承認を得ずに、米国連邦政府の機関、米国の州政府もしくは地方自治体の機関、または公立教育機関に対しマネージド サービスを提供するためにサブスクリプション サービスを使用することが含まれる。ネットアップが前述の書面による承認をした場合、米国連邦政府補足規約もしくは州政府・地方自

治体・高等教育機関規約添付文書またはその両方（該当する場合）もパートナーに適用されるものとする。

2.2 パートナー注文：すべてのパートナー注文はネットアップの承諾を得なければならない。パートナーは、サブスクリプション サービスについて、エンドユーザがパートナーに対し拘束力があり対応するKeystone注文をした場合に限り、パートナー注文をするものとする。各パートナー注文には、少なくとも、サブスクリプション期間、パートナー購入価格、コミット済み容量（関連する最低料金を含む）、該当するパフォーマンス レベル、および該当するレートを含めるものとする。なお、これらの用語の定義は、エンドユーザ規約およびサービス説明に定めるとおりとする。ネットアップがパートナー注文を承諾した場合、当該パートナー注文は、両当事者が相互に書面により合意したときにのみ、変更または取り消すことができる。

2.3 サブスクリプション製品：ネットアップは、サブスクリプション サービスの提供に使用されるサブスクリプション製品を決定する。ネットアップおよびエンドユーザのそれぞれの権利および義務（サブスクリプション サービスを調整するためのプロセスを含む）の完全な説明は、適用されるエンドユーザ規約およびサービス説明に記載のとおりとする。

2.4 危険負担、権原：ネットアップは、サブスクリプション製品およびその全てのコンポーネントに対する唯一かつ独占的な権原を保持する。プログラム ガイドに基づいて別段の同意をした場合を除き、エンドユーザは、**第9.3条 (b)** および該当するパートナー注文に定めるとおり、サブスクリプション製品の引渡日から最終処分日までの期間において、サブスクリプション製品の紛失および破損に対する責任を単独で負う。かかる紛失または破損が生じたとしても、本Keystone再販売添付文書または該当するパートナー注文に基づくパートナーの義務のいずれかが免除されることはない。

3. パートナー購入価格および支払条件

3.1 パートナー購入価格に対するパートナーの責任：ネットアップは、該当するパートナー注文に基づいて購入され、各Keystone注文に基づいて再販売されたサブスクリプション サービスについて、該当する課金期間中に発生し、パートナーが支払うべきパートナー購入価格をパートナーに請求する。パートナーは、**第9.2条**に従って、サービス説明に記載されている方法で算出された当該パートナー購入価格を、いかなる控除および相殺もすることなく支払う。パートナーから請求金額よりも少ない額の支払いを受けた場合、全額の支払いを受け付けたとみなされないものとする。また、いかなる小切手の裏書きおよび明細、ならびに支払いまたは小切手に付随する文書も、代物弁済とはみなされないものとする。ネットアップは、未払い額を回収する権利、および本規約に定める、または法律上もしくは衡平

法上のその他の救済措置を求めるネットアップの権利を損なうことなく、かかる支払いまたは小切手を受領することができる。

3.2 税と関税：

(a) パートナーは、ネットアップがパートナーから回収する法律上の義務を負っている税金（ネットアップの純利益に基づく税金およびネットアップによるサブスクリプション製品の所有に関連する税金（動産税を含む）は明確に除く）、料金、関税、および手数料、ならびに（パートナーの作為または不作為に直接および排他的に起因して生じた）関連するすべての罰金および利息を支払う責任を単独で負う。パートナーは、要求に応じて、最新の売上税免税証明書の写しをネットアップに提供する。パートナーが当該書類をネットアップに提供しない場合については、ネットアップは当該税を請求書に含める権利を留保する。

(b) パートナー購入価格の支払いに関してのみ、パートナーは、法律が義務付けているとおりに、当該価格から税金を源泉徴収することができ、かかる源泉徴収した税金を納付するものとする。なお、パートナーは、税務当局に納付した源泉徴収税の納税証明書をネットアップに提供するものとする。パートナーは規定の価格に加え、パートナー注文に定める適用がある取引条件、または適用があるその他の取引条件に従って、国境を越えて出荷されるサブスクリプション製品に課されるすべての関税、ライセンス料金、および各種の税金を支払う責任を負う。

3.3 Keystone注文およびエンドユーザの支払額の回収に対するパートナーの責任：パートナーは次の各号に定める義務を負うものとする。

(a) パートナーが生み出したサブスクリプション サービスに対するKeystone注文を承諾および管理する義務

(b) ネットアップが承諾することを条件として、エンドユーザに再販売するサブスクリプション サービスのためのパートナー注文をネットアップに対して行う義務

3.4 与信審査：承認を得るためにパートナーがネットアップに対して行った各パートナー注文に関して、ネットアップは、エンドユーザの与信審査、ならびに提案された取引の経済条件およびその他の条件の評価に関連してネットアップが合理的に要求することができる情報（財務諸表、信用照会、および提示されたKeystone注文の基本条件を含むが、これらに限定されない）をパートナーもしくはエンドユーザ、またはその両方から入手することができる。適用法に基づいて認められる範囲において、かつ、パートナーがエンドユーザに対して負う機密保持義務を履行することを条件として、パートナーは、自ら保有するエンドユーザの信用情報を提供するものとするが、ネットアップに代わって見込みのあるエンドユーザから情報を入手する義務および見込みのあるエンドユーザに関する情報を入手する義務を負わないものとする。パートナーとネットアップとの間において、いずれの当事者も、

エンドユーザの信用リスクについて、相手方当事者に対する責任を負わない。ただし、本Keystone再販売添付文書の第9.2条において両当事者が別途明示的に合意した事項については、この限りではない。

4. サブスクリプション製品の使用権、エンドユーザ規約

4.1 サブスクリプション製品の使用権：サブスクリプション サービスにおいて、エンドユーザには、エンドユーザ規約に定めるとおりにサブスクリプション製品を使用する権利がある。ただし、サブスクリプション サービスは所有権および権原をパートナーおよびエンドユーザに移転するものではない。

4.2 エンドユーザ規約のパス スルー適用：パートナーは、エンドユーザにサブスクリプション サービスを再販売するときに、各エンドユーザにエンドユーザ規約を提示し、当該エンドユーザとの契約において、サブスクリプション サービスは、当該エンドユーザ規約（該当するサービス説明を含む）に準拠し、当該エンドユーザ規約に基づいて提供される旨を規定するものとする。パートナーは、エンドユーザ規約がサブスクリプション サービスに適用する唯一の排他的な規約であり、エンドユーザとネットアップが当該エンドユーザ規約に合意したかのようにサブスクリプション サービスに関してエンドユーザとネットアップとの間における合意事項を直接形成する旨を定めた各エンドユーザ規約とともに、エンドユーザとの契約において、エンドユーザによる肯定的な確認を含めることに同意する。

4.3 エンドユーザ規約の変更：ネットアップは、パートナーがエンドユーザ規約に定めるサブスクリプション サービスを超えて実施する補足サービスに関連する責任を負わない。より良い条件または異なる条件をエンドユーザに提示することをパートナーが選択した場合、パートナーのみがリスクを負担する。また、パートナーは、かかるリスクおよび条件の補償をネットアップに求めることはできない。

4.4 該当するサービス説明：該当するKeystone注文に明記されている各サブスクリプション期間の開始時に有効なサービス説明を当該Keystone注文に基づいて提供されるサブスクリプション サービスおよびサブスクリプション製品に適用する。ネットアップはサービス説明を定期的に変更することがある。ただし、個別のパートナー注文に関して有効なサービス説明は、該当するサブスクリプション期間にわたり、当該パートナー注文に関して、引き続き有効であるものとする。

5. パートナーの責任、表明、および保証

5.1 パートナーは次の事項を確約する。

(a) エンドユーザに対し、サブスクリプション サービスを積極的に宣伝すること。

(b) ネットアップ、またはネットアップの関連会社もしくはサブスクリプション サービスに関する請求およびその他の表明、ならびにネットアップが公開している最新の情報、該当するサービス説明、本文書、ネットアップが承認、公開、もしくはその他の方法で提供した、または本Keystone再販売添付文書に定める明示的なガイドラインおよび指示以外に関する請求およびその他の表明をしないこと。

(c) ネットアップの採用を容易にするために、またはかかる採用に見返りを与えるために、パートナーの名前において、またはネットアップの代理として、エンドユーザの組織内の意思決定者に贈り物およびその他の便宜を提供しないこと。

(d) パートナーがサブスクリプション サービス プログラムに加入している旨をエンドユーザに開示すること。

(e) 該当するサービス説明、ならびにネットアップが承認、公開、またはその他の方法で提供した明示的なガイドラインおよび指示に合致しない形式、態様、および内容でサブスクリプション サービスを宣伝しないこと。

(f) Keystoneサブスクリプション インセンティブ ガイドの要件を遵守すること。

5.2 パートナーのサービス：

(a) パートナーは、(i) 関連するプログラム ガイドに記載されているとおり、対象となるエンドユーザに特定のサブスクリプション サービスを提供すること、もしくは (ii) 両当事者が相互に合意した他の種類の補足的な付加価値サービスを提供すること、または (i) および (ii) の両方（総称して、以下「パートナー提供サービス」という）を行うことができる。ただし、次の各号に定める条件を満たした場合に限る。

(i) プログラム ガイドが規律および定義する適切なサービス認定トラックをパートナーが獲得し、維持し続けていること。

(ii) パートナーが、パートナー提供サービスに起因して生じたネットアップ、ならびにその役員、代理人および従業員に対する第三者による請求、催告、費用、または判決の結果として被る可能性がある責任、損失、および損害について、ネットアップ、ならびにその役員、代理人、および従業員を補償および免責することに同意すること。なお、本Keystone再販売添付文書に基づいて補償を請求する際に、ネットアップは、ネットアップが本条の対象範囲に該当すると確信している請求をパートナーにすみやかに書面で通知しなければならない。ただし、ネットアップがパートナーにすみやかに通知しなかったとしても、かかる遅延が当該請求の弁済を著しく妨げなかった場合には、ネットアップの補償請求権に影響が及ばないものとする。また、ネットアップは、自己の費用負担および選択により、自らが選択した弁護士を通じて、弁済に参加し、弁済を支援およびサポートすることができる。ただし、(A) パートナーが当該弁済（弁護士の選任を含む）

および当該補償請求の解決に関連するすべての交渉を統制するものとし、(B) ネットアップは、自らが独自に雇用する弁護士が、パートナーが雇用する弁護士と協力することを保証するものとする。補償請求に関連して、パートナーは、ネットアップから書面による明示的な同意を得ずに、ネットアップの利益を害する判決、リーエンの設定、その他の措置に同意しないものとする。なお、ネットアップはかかる同意を不当に保留しないものとする。

5.3 継続的な協力：パートナーは、自らが保有し、次の各号に定める事由のいずれかに関連する重要な情報をすみやかにネットアップに通知することに同意する：(a) サブスクリプション製品の場所、状態、および性能、またはこれらの一部の実際の変更または変更案、(b) サブスクリプション製品の実際の変更もしくは変更案、またはサブスクリプション製品に影響が及ぶ可能性があるエンドユーザの環境（空間、電源、ネットワーク、セキュリティなど）に影響を及ぼす計画的または計画外の事由によって生じた変更、(c) エンドユーザによるエンドユーザ規約に基づく自己の義務（サブスクリプション サービスの利用に関するすべての制限を含むが、これに限定されない）の遵守または履行、(d) サブスクリプション サービスを提供するためのネットアップによるサブスクリプション製品へのアクセスおよびサブスクリプション製品のモニタリングの可否（測定ツールの操作の可否を含むが、これに限定されない）。

5.4 法の遵守：パートナーは、パートナー契約およびネットアップのサブスクリプション サービス（パートナー提供サービスを含む）の再販売に関連するパートナーのエンドユーザとの各契約に基づくパートナーの義務の履行および実施に適用されるすべての法律、規則、規制、および条例を遵守することを表明および保証する。

6. ネットアップによる表明および保証、否認

6.1 法の遵守：ネットアップは、サブスクリプション サービスおよびサブスクリプション製品の提供、稼働、および実施に適用されるすべての法律、規則、規制、および条約と、パートナー契約およびエンドユーザ規約に基づくネットアップの義務を遵守することを表明および保証する。

6.2 保証の免責：第6.1条に定めている場合を除き、ネットアップは、本Keystone再販売添付文書に基づいて提供するサブスクリプション製品およびサブスクリプション サービスに関する制定法上またはその他の明示または黙示の表明および保証（種類は問わない）をしない。適用法により認められる最大の範囲で、ネットアップは、商品性、満足のゆく品質、権原、特定目的に対する適合性および非侵害の黙示的な保証、ならびに取引の過程から生じるあらゆる保証を明確に否認する。適用法が認めている範囲において、関連するサービス説明に定めるサービス レベルに関する救済措置は、ネットアップがサービス説明に定めるサービス レベル コミットメントに従ってサブスクリプシ

ン製品およびサブスクリプション サービスを提供しなかったことに対して、パートナーおよびエンドユーザが有する唯一の排他的な救済措置である。

7. 知的財産権と保護

7.1 総則：ネットアップおよびそのライセンサーは、エンドユーザに明示的に付与していないサブスクリプション サービスおよびサブスクリプション製品に対するすべての権利、権原および権益（サブスクリプション サービスおよびサブスクリプション製品に関する知的財産権を含む）を有し、保持する。

7.2 補償：パートナー契約では、パートナーが再販売もしくは販売した、または利用しているサブスクリプション サービスに関連してパートナーに申し立てられた第三者の特許、商標、または著作権を侵害しているという旨の請求に関連するネットアップの補償および責任の制限を規律するものとする。

8. 責任の制限：矛盾する規定がパートナー契約にあったとしても、パートナー契約に基づく知的財産権侵害の申し立てに関するネットアップの義務および本Keystone再販売添付文書に基づくパートナーの支払義務を除き、両当事者は、本Keystone再販売添付文書において、各当事者の相手方当事者に対する賠償責任は直接損害に限られ、かかる責任の額の上限を（a）請求の発生原因である直近の事由が生じた日の直前の12カ月分としてネットアップが本Keystone再販売添付文書に基づいて受領したパートナー購入価格の総額、または（b）1,000,000米ドルのうちいずれか大きい方の額とすることを認め、これに合意する。パートナー プログラム契約に明示的な別段の定めがある場合を除き、いずれの当事者も、結果的損害、付随的損害、懲罰的損害賠償金、特別損害、および間接損害（逸失利益および予期された節約の損失を含む）に対する賠償責任を負わないものとする。なお、かかる損害が発生する可能性を当事者が知られていたとしても同様とする。両当事者は、**第9.3条（c）**、**（d）** および **（e）** に基づいて支払うべき金額は、本**第8条**における直接損害に対する賠償金とみなされるものとすることを認め、これに合意する。

9. 譲渡オプション、終了

9.1 [留保]

9.2 エンドユーザの未払いを理由とする譲渡：

（a）「**譲渡オプション**」は、エンドユーザがKeystone注文に基づいて支払義務を負っているサブスクリプション サービスの対価をパートナーに支払うことを拒否しているか、かかる対価をパートナーに支払っておらず、支払期日から90日が経過してもかかる未払いが是正されない場合に、パートナーが行使することができる。以下で明示的に認めている場合を除き、譲渡オプションを行使することができる場合であっても、サブスクリプション サービスに関してネットアップに対し支払義務を負っているパートナー購入価

格を支払うパートナーの義務（**第3.1条**に記載のとおり）には影響が及ばないものとする。

（b）Keystone注文に関して、サブスクリプション期間の最初の応当日（以下「**ロックアウト期間**」という）より前に、譲渡オプションを行使することはできない。

（c）譲渡オプションを行使する前に、パートナーは、Keystone注文または適用法において義務付けられている可能性があることに、支払遅延および是正機会をエンドユーザに適時に書面で通知するものとする。なお、かかる通知および機会は、支払遅延が開始した日以降にいつでも与えることができる。

（d）本**第9.2条**に従うことを条件として、パートナーは、ネットアップに書面で通知し、影響を受けたKeystone注文に関する譲渡オプションの行使を求めることができる。相互に承諾可能な譲渡契約をネットアップまたネットアップが指定した者と締結し、当該契約を取り交わしたときに、パートナーが、Keystone注文または該当するパートナー注文（それぞれ）に関してエンドユーザまたはネットアップに対して自ら負っている義務に違反していないことを条件として、ネットアップ（またはネットアップが指定した者）は、（i）本Keystone再販売添付文書の**第9.3条（c）** および **第9.3条（e）** に従って、Keystone注文およびエンドユーザ規約に基づいてエンドユーザに対するすべての回収権、解除権、およびその他の執行権を得るものとし、（ii）適用法（支払不能および破産に関する適用法を含むが、これに限定されない）に基づいて得ることができるすべての権利および救済措置を行使する権利を有するものとする。

（e）回収権について、（i）パートナーは、パートナーが**第9.3条（c）** および **第9.3条（e）** に基づいてネットアップに支払った、Keystone注文においてサブスクリプション サービスの対価として支払うべき額に関して、すべての回収権を保持するものとし、（ii）ネットアップは、サブスクリプション サービスについてKeystone注文に基づきエンドユーザが支払義務を負っているその他の額のすべてに関して、すべての回収権を有するものとする。

（f）パートナーが 譲渡オプションを行使した場合、パートナーは、次の額のみを支払う義務を負うものとする：（i）毎月請求するKeystone注文に関しては、支払期日が到来しているパートナー購入価格および譲渡オプションを行使するためのパートナーの通知が到達した日までの期間において支払期日が到来するパートナー購入価格、または（ii）毎年請求するKeystone注文に関しては、支払期日が到来しているパートナー購入価格および年次請求書の課金対象期間である12カ月の最終日までの期間において支払期日が到来するパートナー購入価格。

9.3 終了の効果：パートナー契約に定める条件に加えて、次のとおりとする。

(a) パートナー契約または該当するパートナー注文の解除時または期間満了時に、本Keystone再販売添付文書における当事者のサブスクリプション サービス再販売権はすべてただちに失効するものとする。前述の規定にかかわらず、ただし**第9条**に従うことを条件として、各当事者は、その時点のサブスクリプション期間の残りの期間にわたり、本Keystone再販売添付文書において企図されているサービスを既存のエンドユーザに引き続き提供するものとする。ただし、パートナー契約がすでに終了している場合、サブスクリプション期間は更新されない。本Keystone再販売添付文書のいずれの規定も、パートナーおよびネットアップが都合によりエンドユーザ規約を終了させることを認めるものではない。

(b) パートナー注文の解除時または期間満了時に、ネットアップは、自己の単独の裁量により、ただしエンドユーザの権利に従うことを条件として、(i) 影響を受けたすべてのパートナー注文に基づくサブスクリプション サービスの提供を中止し、(ii) サブスクリプション サービスの提供を一時停止または終了し、サブスクリプション ソフトウェアおよび関連する本文書を使用するためのすべての権利を無効にし、(iii) 状況に応じて、エンドユーザ規約に基づいてエンドユーザに対しネットアップの権利を執行し、(iv) エンドユーザに対し、サブスクリプション製品の使用もしくはサブスクリプション製品へのアクセス、またはその両方を無効にし、影響を受けたサブスクリプション サービスの一環としてネットアップが提供したサブスクリプション ハードウェアを当初の引渡時と同じ状態（通常の損耗は除く）で返却するか、その他の行為により利用可能な状態にするよう要求することができる。パートナー注文または関連するエンドユーザ規約の解除時または期間満了時（**第9.2条**に従った譲渡オプションの行使時は除く）に、パートナーは、エンドユーザに対し、ネットアップの要求に応じて、エンドユーザ規約に定めるサブスクリプション製品の処分に関する条件および義務をすみやかに遵守するよう、すみやかに指示するものとする。

(c) ネットアップが正当な理由で該当するパートナー注文を解除した場合、または正当な理由で関連するエンドユーザ規約を終了させた場合、パートナーは次の各号に定める金額をネットアップにすみやかに支払うものとする：(i) 支払期日が過ぎている額、(ii) 残りのサブスクリプション期間分の、支払期日が到来するパートナー購入価格およびその他の額、および (iii) **第9.3条 (e)** に基づいて支払うべき額（該当する場合）。ネットアップは、その単独かつ絶対的な裁量により、**第9.1条**に記載されているとおり正当な理由により解除したときに、**第3.3条**に定めるとおりサービスを提供するパートナーの権限を失効させることができる。パートナーが**第9.2条 (d)** に基づいて譲渡オプションを行使した場合、パートナーは、関連する裁判所提

出書類、請求権の証明書、業務上の連絡書類、法律上の連絡書類、状況報告書、回収記録、ならびにKeystone注文に基づいてサブスクリプション サービスの対価として支払うべき額（パートナーが保持する回収権の対象となる額は除く）に関するその他の該当する帳簿および記録を、パートナーが保有する関連文書とともにネットアップに提供し、ネットアップが当該金額および関連するサブスクリプション製品に対する自己の所有持分に関して、自己の回収権を行使し、自己の権利を保全することができるようにするものとする。

(d) （エンドユーザ規約で認められているとおり）エンドユーザがネットアップと合意したエンドユーザ規約を正当な理由で、または支払不能を理由として解除した場合、(a) パートナーは、支払期日が過ぎている額、およびかかる解除の効力発生日までに支払期日が到来するパートナー購入価格をすみやかにネットアップに支払うものとし、(b) パートナーは残りのサブスクリプション期間分のその他のパートナー購入価格および支払期日が到来していないその他の額を支払う義務をさらに負わないものとする。

(e) サブスクリプション ハードウェアの全部または一部の保持を認めているKeystone注文内の明示的な条件に従うことを前提として、エンドユーザがサブスクリプション期間の満了後もしくは途中解除後、または適用されるエンドユーザ規約の終了後15暦日以内にサブスクリプション ハードウェアを返却しなかった場合、ネットアップは、自己の単独の裁量により、(A) 交換品の価額、または (B) 最後の返却までに生じるパートナー購入価格の総額のうち、いずれか高い方の額に相当する額（ただし、サブスクリプション期間の満了直前または適用されるエンドユーザ規約の終了直前までに支払うべき該当する最低支払額を下回らないものとする）をパートナーに請求することができる。**第9.3条**

(b) で義務付けられているとおりサブスクリプション ハードウェアが返却されるまで、ネットアップは、本Keystone再販売添付文書およびエンドユーザ規約に定める自己のすべての権利および救済措置（サブスクリプション ハードウェアの占有をエンドユーザから取り戻す権利を含む）を保持する。また、この場合、パートナーは、エンドユーザに代わって、リカバリ料金についてネットアップに対する責任を負うものとし、ネットアップはパートナーにリカバリ料金を請求する権利を有するものとする。

9.4 累積的な権利：本Keystone再販売添付文書およびパートナー契約（該当する場合）に定める両当事者のすべての権利および救済措置は累積的なものであるものとし、他の契約または法的作用などに基づいて両当事者が有する可能性のある権利および救済措置を排除するものではないものとする。いずれかの当事者が、本Keystone再販売添付文書に基づく何らかの権利、救済措置、権能、または特権を行使しなかった、またはこれらの行使を遅延したとしても、これらを放棄したことにはならないものとする。また、本Keystone再販売添付文書に

基づく何らかの権利、救済措置、権能、または特権を1回行使した、または部分的に行使したとしても、これらのさらなる行使および他の権利、救済措置、権能、または特権の行使は妨げられないものとする。

9.5 存続：その性質により存続する条件に加えて、**第1条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、および第10条**は、本Keystone再販売添付文書の解除後または期間満了後も存続するものとする。

10. 雑則

10.1 譲渡：矛盾する規定がパートナー契約にあったとしても、パートナーは、ネットアップが、パートナーに通知することなく、また、パートナーの同意を得ることなく、パートナー注文に基づくパートナー購入価格に関するネットアップの権利、権原、および権益、もしくはサブスクリプション製品、またはその両方の全部または一部を売却、譲渡、およびその他の形で移転できることに同意する。ただし、別段の明示的な合意がない限り、パートナー注文に基づくネットアップの義務、責務、および誓約はこの限りではなく、ネットアップに帰属し続けるものとする。パートナーは、ネットアップから書面による通知を受領したときに、パートナー購入価格およびパートナー注文に基づいて支払義務が生じる可能性があるその他金額を、いかなる減額、控除および相殺もすることなく、ネットアップの譲受人に直接支払う。パートナーは、ネットアップの譲受人に対して請求または相殺権を主張する権利を本Keystone再販売添付文書により放棄し、理由の如何にかかわらずこれらを主張しない。本Keystone再販売添付文書

により、パートナーは（a）ネットアップの譲受人に対して請求または相殺権を主張する権利を放棄し、理由の如何にかかわらずこれらを主張せず、（b）かかるネットアップの権益の譲受人は当該パートナー注文に基づくネットアップの債務、誓約、および義務を履行する義務を負わないことを認める。

10.2 総則：本Keystone再販売添付文書は、パートナー注文およびパートナー契約とともに、（a）サブスクリプション製品およびサブスクリプション サービスに関する両当事者間の完全な合意事項および了解事項を示しており、（b）本Keystone再販売添付文書の合意前における両当事者間の連絡事項、表明、および合意事項に取って代わり、また（c）両当事者間のあらゆる見積書、発注書、確認書およびこれらに類似する通信に定める矛盾した条件または追加の条件に優先する。本Keystone再販売添付文書に別段の定めがある場合を除き、パートナー注文と本Keystone再販売添付文書との間、またはパートナー契約と本Keystone再販売添付文書との間において矛盾が生じている範囲において、本Keystone再販売添付文書が優先する。パートナー注文は、本Keystone再販売添付文書を組み込み、本Keystone再販売添付文書に従うものとみなされるが、両当事者が書面で明示的に別段の合意をした場合はこの限りでない。各当事者は、相手方当事者に対し、相手方当事者が本Keystone再販売添付文書の規定および意図の効果を生じさせ、すべての適用法令を遵守するために合理的に要求する可能性がある情報、証書、および文書を随時提供する。

PARTNER SPHERE契約

添付文書4 - KEYSTONE FLEXサブスクリプション（購入）規約

本Keystone Flexサブスクリプション（購入）規約添付文書（以下「**本KFS購入添付文書**」という）では、ネットアップのサブスクリプション サービス（以下で定義）の購入および使用に関する追加の条件を定める。

1. 用語定義： 本KFS購入添付文書で使用されているが、定義されていない用語の意味は、パートナー契約（他の添付文書を含む）に定めるとおりとする。

1.1 「コミット済み容量」とは、Keystone注文において指定されるデータストレージ容量をいう。コミット済み容量は、サービス説明で特定されるパフォーマンス レベルの種類およびユニット単位で定義される。

1.2 「消費容量」の意味はサービス説明に定めるとおりとする。

1.3 「顧客」とは、本KFS購入添付文書の第5.3条（a）に従い、パートナーのことをいう。

1.4 「顧客情報」とは、顧客により、または顧客に代わって提供され、サブスクリプション製品にアップロードされるか、または当該製品とともに使用される情報（個人情報を含むか否かは問わない）をいう。

1.5 「本文書」とは、サブスクリプション サービスの特徴および機能を説明する、ネットアップ支給の技術文書をいう。

1.6 「料金」とは、サービス説明にさらに記載されるとおり、Keystone注文に定める該当する料金をいう。

1.7 「Keystone注文」とは、本KFS購入添付文書に基づき両当事者が締結する、サブスクリプション サービスに対する顧客の注文のことをいう。「Keystone注文」は、パートナー契約に基づく「発注書」を構成する。

1.8 「Keystone 規約 Web サイト」とは、<https://netapp.com/services/keystone/terms-and-conditions/>またはこれを承継するWebサイトのことをいう。

1.9 「パフォーマンス レベル」の意味はサービス説明に定めるとおりとする。

1.10 「ポータル」とは、サービス説明にさらに記載されるとおり、サブスクリプション サービスの使用を監視することができる、ネットアップ提供のWebベースのツールをいう。

1.11 「レート」とは、料金の計算に使用される、Keystone注文に定める該当するレートをいう。

1.12 「サービス説明」とは、（随時更新されることがある）Keystone規約Webサイトで公開されており、Keystone注文に基づいて注文された特定のサブスクリプション サービスの顧客による使用に適用される各サブスクリプション サービスの該当する説明のことをいう。サービス説明は、サブスクリプション製品に添付されているエンドユーザ ライセンス契約の条件に取って代わる。

1.13 「サービス レベル」とは、サービス説明に記載されている該当するサービス レベルのことをいう。

1.14 「サブスクリプション ハードウェア」とは、サブスクリプション サービスの一環としてネットアップにより使用されるハードウェア（そのコンポーネントおよび予備部品を含む）をいう。

1.15 「サブスクリプション製品」とは、サブスクリプション サービスの一環としてネットアップにより使用されるサブスクリプション ハードウェアおよびサブスクリプション ソフトウェアの全部または一部をいう（当初の構成の一部としてのものか、サブスクリプション サービスをネットアップが履行する通常の過程の中であとから追加されるものかを問わない）。

1.16 「サブスクリプション サービス」とは、Keystone注文に基づき購入され、サービス説明にさらに詳しく記載されるとおりサブスクリプション方式で顧客に利用可能にされる、特定のネットアップ ストレージもしくはコンピューティング容量の一方またはその両方と、追加サービスを併せたものをいう。「サブスクリプション サービス」は、パートナー契約における「本サービス」を構成する。

1.17 「サブスクリプション ソフトウェア」とは、サブスクリプション サービスの一環としてネットアップにより使用されるソフトウェアをいう（サブスクリプション ハードウェア上で、またはそれとともに提供されるか、スタンドアロン方式で提供されるかを問わない）。

1.18 「サブスクリプション期間」とは、更新または延長期間を含む、Keystone注文において指定される使用期間をいう。

2. Keystone Flexサブスクリプションの範囲： 顧客が本KFS購入添付文書の条件を遵守することを条件として、ネットアップは、両当事者が合意する各Keystone注文において特定されるサブスクリプション サービスを顧客に提供する。各Keystone注文は少なくとも、サブスクリプション期間、コミット済み容量（関連する最小の支払い額を含む）、該当するパフォーマンス レベルおよび該当するレートを定める。Keystone注

文は、NetAppの明示の同意を書面で得た場合のみ変更または取消しできる。顧客は、Keystone注文に拘束力があり、NetAppが関連料金を計算して顧客への請求書を作成するために十分な内容であることを認め、これに同意する。顧客が提出する発注書は、顧客の都合に合わせた事務管理上の便宜としてNetAppにより受領される場合がある（ただし必須ではない）が、請求書作成のための必要条件とはされない。

3. サブスクリプション サービスの提供および消費

3.1 サブスクリプション製品 : NetAppは、サブスクリプション サービスの提供に使用されるサブスクリプション製品を決定する。かかる決定を下すにあたり、NetAppは、(a) サブスクリプション製品の構成を選択、代替および変更すること、(b) サブスクリプション製品を設定、制御し、その使用について指図すること、(c) 利用率の変動に適応するためにNetAppが提供するサブスクリプション製品に対してパーツの追加または撤収を行ってサブスクリプション サービスの規模を変更すること、ならびに (d) 合理的に適切とみなされる場合に新たなテクノロジーによりサブスクリプション製品を更新することができる。顧客は、サブスクリプション製品の設置、文書化および利用を可能にするために、NetAppに協力する。これには、設置を完了するために合理的に必要とされるアクセスおよび許可を提供することが含まれる。NetAppは、サービス レベル要件を満たすために必要でないとNetAppがみなすサブスクリプション製品を、いつでも撤去する権利を有する。上記の規定にかかわらず、サブスクリプション期間の最後の90日間に顧客がサブスクリプション サービスの使用量を増大させた場合、NetAppは、該当するサービス レベルを達成する義務も、かかるサービス レベルを達成するためにサブスクリプション製品を追加する義務も負わない。ただし、かかる最後の90日の期間中またはそれ以前に、サブスクリプション期間を更新またはその他延長する旨を両当事者が書面で合意した場合はこの限りでない。

3.2 サブスクリプション サービスの場所および使用 : 顧客は、(a) 該当するKeystone注文に関連してネットアップが使用するサブスクリプション製品上で、かつ (b) サブスクリプション製品が設置および維持される、Keystone注文において特定された具体的な物理的場所（かかる場所を所有または管理しているのが顧客であるか第三者であるかは問わない）でのみ、サブスクリプション サービスを使用することができる（かかる場所それぞれを以下「顧客のサイト」という）。サービス説明または該当するKeystone注文において別段の明示的な許可がない限り、顧客は、サブスクリプション サービスまたはサブスクリプション製品と、ハードウェア ストレージ製品またはハードウェア ストレージ サービス（別のKeystone注文または契約に基づきネットアップが供給するネットアップのハードウェア ストレージ製品またはハードウェア ストレージ サービスも含む）とを組み合わせず、

共同運用せず、その他併用せず、また第三者にこれらの行為を許可しない。

3.3 サブスクリプション サービスの変更 : コミット済み容量およびサブスクリプション サービスを調整するためのプロセスについて、サービス説明に記載する。

4. サブスクリプション サービスの料金および支払い条件 : サービス説明に記載されているとおり、該当する課金期間中に発生し、顧客がそれぞれのKeystone注文に基づいて自ら購入したサブスクリプション サービスに関して支払義務を負っている料金について、ネットアップは顧客に請求書を送付し、顧客はかかる料金を支払う。

5. サブスクリプション製品の使用权および所有権

5.1 サブスクリプション製品に対する権利 : サブスクリプション サービスは、サブスクリプション製品を使用する権利を顧客に提供し、いかなる所有権または権原も顧客に移転させない。第5.3条（該当する場合）に従って明示的に許可されている場合を除き、サブスクリプション サービスは、顧客が社内業務で使用するために顧客に提供されるものであり、顧客が再販売または再配布をするために顧客に提供されるものではない。

5.2 サブスクリプション ソフトウェアに対する権利 : NetAppは、該当するサブスクリプション期間中にサブスクリプション サービスに関連するサブスクリプション ソフトウェアを使用するための、非独占的、移転不能かつ取消可能な権利を顧客に付与する。サブスクリプション ソフトウェアは、第三者が指定するパブリック ライセンスの条件に基づきオープンかつ自由にライセンスされるソフトウェアを含む場合がある。本KFS購入添付文書のいずれの規定も、オープン ソース ソフトウェアに適用されるライセンスに含まれる権利に取って代わる権利を顧客に付与するものではない。

5.3 パートナーとしての顧客（該当する場合） :

(a) 関連するプログラム ガイドに従うことを条件として、両当事者は、顧客の「業務目的」には、顧客が自社のエンドユーザ（以下「エンドユーザ」という）にサブスクリプション サービスを提供するために、サブスクリプション サービスを使用することが含まれる可能性があることに合意する。本KFS購入添付文書に別段の規定がある場合を除き、本KFS購入添付文書における「顧客」への言及であって、その趣旨および文脈によりサブスクリプション サービスの最終的な受益者への適用が意図されるものには、Keystone注文の中で指定されるエンドユーザが含まれるものとする。

(b) ネットアップと顧客との間では、顧客は、本KFS購入添付文書に基づいて同意したあらゆるKeystone注文に基づく自己の義務に対して、引き続き常に主たる責任を負うものとす

る。ただし、エンドユーザがNetAppにより承認された場合には、以下の条件が適用される：

(i) 顧客は、本KFS購入添付文書、サービス説明および関連するKeystone注文に基づく顧客の責任の一部をエンドユーザに委譲することができる。これには、第5条、第6条、および第9条、ならびにサービス説明に記載されているものが含まれるが、これらに限定されない。

(ii) 第9条の目的上、顧客情報には、エンドユーザの情報が含まれる。

(iii) 顧客は、自己のエンドユーザおよび利害関係のある第三者から、本KFS購入添付文書および該当するKeystone注文に基づくネットアップの権利および救済手段の確認書を事前に取得する義務を負う。顧客は、開始日より前に、またはその後合理的に実行可能な限りすみやかに、かかるエンドユーザおよび利害関係のある第三者からの該当するセキュリティ手続きの写しを、NetAppに支給しなければならない。

(c) パートナーとしての立場にある顧客は、以下を条件として、適格のエンドユーザにサブスクリプション サービス（またはその他サービス）の特定部分を提供することができる：

(i) 関連するプログラム ガイドが規律するとおり、顧客が適切なサービス認定トラック ステータスを獲得していること。

(ii) 顧客により履行されるサブスクリプション サービス（またはその他サービス）に起因してNetApp、その役員、代理人および従業員に対して生じる請求、要求、費用または判決の結果としてこれらの者が被る責任、損失または損害について、これらの者に補償し免責することに、顧客が同意すること。

5.4 追加の制約事項：本KFS購入添付文書に定める制約に加えて、かつ、（該当する場合に）第5.3条（パートナーとしての地位を有する顧客）に従うことを条件として、顧客は次の行為を行わず、第三者に次の行為を許可しない：（a）事前にネットアップから書面による同意を得ずに、サブスクリプション製品を顧客の拠点から移動すること（なお、ネットアップは当該同意を不当に保留しない）、（b）Keystone注文で明示的に許可されている場合および両当事者が書面で相互に合意した場合を除き、サードパーティ製品などが伴うか否かを問わず、サブスクリプション製品のいずれかの部分を再構成もしくは修正し、または当該部分に追加し、または当該部分を損なうこと、（c）サブスクリプション製品またはサブスクリプション サービスに関するベンチマーク テストまたは比較テストの結果を公開または提供すること、（d）適用法に基づいて、またはオープンソース ソフトウェア ライセンスにおいて明示的に許可されており相互運用性のために必要な範囲である場合を除き、サブスクリプション製品のリバース エンジニアリング、逆コンパイル、および逆アセンブルを行うこと、ならびにその他の方法でサブスクリ

プション ソフトウェアを人間が読み取り可能な形式に変換すること、（e）サブスクリプション製品およびサブスクリプション サービスを修正もしくは翻訳し、またはこれらの二次的著作物を作成すること、（f）サブスクリプション製品および関連文書内の識別別通知、所有権通知、知的財産通知などの通知を除去、隠匿、および変更すること、（g）本KFS購入添付文書または関連するKeystone注文もしくは関連文書においてネットアップが定める制限に反して、または当該制限を超過して、サブスクリプション製品またはサブスクリプション サービスを使用すること、

（h）ネットアップが書面で別段の同意をしていない限り、サービス ビューロ、マネージド サービス、商用ホスティング サービス、またはこれらに類似する環境において第三者向けのサービスを実施するためにサブスクリプション製品またはサブスクリプション サービスおよび関連文書を使用すること（これには米国連邦政府の機関、米国の州政府もしくは地方自治体の機関、または米国の公的教育機関にマネージド サービスを提供するためにサブスクリプション製品またはサブスクリプション サービスを使用することを含めるものとする）、（i）ネットアップが書面で別段の同意をしていない限り、サブスクリプション サービス、サブスクリプション製品、または関連文書に対する顧客のライセンスの全部または一部を別の当事者に譲渡およびその他の方法で移転すること、（j）（i）法令に違反して、（ii）他者の権利を侵害するために、（iii）何らかのサービス、デバイス、データ、アカウントもしくはネットワークへの不正アクセスを試みるために、またはこれらを妨害するために、または（iv）フェイルセーフ性能を必要とする高リスクな有害環境において（核施設の運用、航空機の操縦システムもしくは制御システム、航空管制、武器システム、またはサブスクリプション サービスもしくはサブスクリプション製品の障害が重大な物理的損害または環境的損害を引き起こすその他の用途を含むが、これらに限定されない）サブスクリプション サービスまたはサブスクリプション製品を使用すること。顧客は、サブスクリプション サービスおよびサブスクリプション製品が、原子力施設または同様の有害な環境における使用、またはその設計、建設、運用または保守のために設計または意図されたものではないことを了解し、認める。NetAppは、かかる使用から生じる損害に対して責任を負わず、顧客は、かかる使用の危険を引き受ける。

5.5 危険負担、権原：NetAppは、サブスクリプション製品およびその全てのコンポーネントに対する唯一かつ独占的な権原を保持する。顧客は、サブスクリプション製品の引渡日から、第9.3(a)条および該当するKeystone注文に定める最終処分日まで、サブスクリプション製品に対する損失および損害に対する責任を単独で負う。かかる損失または損害が生じたとしても、本KFS購入添付文書または該当するKeystone注文に基づく顧客の義務のいずれかを免除されることはない。

6. 顧客の責任：

6.1 継続的な協力：顧客は、サブスクリプション製品の引渡日から、第9.3(a)条および該当するKeystone注文に定める最終処分日までの期間中は常に、(a) サブスクリプション製品またはその一部が紛失し、または窃取もしくは破壊され、または修復不能な損傷を受けた場合、またはその権原もしくは使用が公用収用、没収、差し押さえもしくは接収の対象とされる場合には、すみやかにネットアップに通知し、(b) 顧客、または顧客が行為させる者もしくは顧客を通じて行為する者が、直接または間接的にサブスクリプション製品の紛失または損傷を引き起こさないことを徹底し、(c) 合理的な事前通知を行ったうえで、顧客の通常営業時間中にいつでもサブスクリプション製品を検査することをネットアップに許可し（顧客の合理的なセキュリティ手続きに従うことを条件とする）、(d) サブスクリプション製品のいずれかに対する変更の提案、または顧客の環境（スペース、電力、ネットワーク、セキュリティなど）に影響を及ぼす計画的もしくは予想外の事象により生じた変更であって、サブスクリプション製品に影響を及ぼす可能性があるもの（保守、アップグレードなど）を、書面ですみやかにネットアップに通知し、(e) 基本的な設置以外の導入サービスおよび監視サービスを実行するために、ネットアップにリモート アクセスを提供する。

6.2 ポータル：顧客は、サブスクリプション期間中は常に、ポータル リモート クライアントの接続を完全な動作状態に維持し、その機能性またはNetAppとの通信能力に対し無効化、ブロック、変更その他の妨害を行わない。顧客の妨害または顧客が使用する他社製品との競合が原因でポータルが機能しない場合、顧客は、その妨害または競合製品をすみやかに除去する。かかる障害についてNetAppから通知を受けて7日以内に顧客がかかる除去を行わない場合、または顧客の作為もしくは不作为が理由で30日を超えてポータルが利用できない場合、NetAppは、(i) ポータルの運用性が回復するまでサブスクリプション サービスの提供を停止すること、または (ii) サブスクリプション サービスを終了することができる。いずれの場合においても、顧客は、有効な監視が回復するか、サブスクリプション製品が第9.3(a)条に従って返却されるまで、前課金期間の料金（適用されるレートに120%（以下「**保有期間満了後レート**」）という）を乗じて計算される）を支払う義務を負い、その請求を受ける。

7. サービス レベルおよび免責

7.1 サービス レベル：NetAppは、サービス レベルに従いサブスクリプション サービスを提供する。

7.2 保証の免責：NetAppは、本契約に基づき提供されるサブスクリプション製品およびサブスクリプション サービスに関

して、明示、黙示、法定その他を問わず、いかなる種類の表明も、保証も行わない。適用法により認められる最大の範囲で、NetAppは、商品性、満足のゆく品質、権原、特定目的に対する適合性および非侵害の黙示的な保証、ならびに取引の過程から生じるあらゆる保証を明確に否認する。適用法が認めている範囲において、サービス説明に定めるサービス レベルに関する救済措置は、サービス説明に定めるサービス レベル コミットメントに従ってサブスクリプション製品およびサブスクリプション サービスを提供することがネットアップ側でできないことに対して顧客が有する唯一の排他的な救済措置である。

8. 知的財産権と保護

8.1 総則：NetAppおよびそのライセンサーは、顧客に明示的に付与されないサブスクリプション サービスおよびサブスクリプション製品に対する全ての権利、権原および権益（それに対する知的財産権を含む）を有し、保持する。

8.2 知財請求：知財請求（パートナー契約で定義）において、サブスクリプション サービスは、対象製品の定義に含まれる。

9. 契約の解約・終了

9.1 正当な理由に基づく終了：パートナー契約に記載されている終了権に加えて、ネットアップは、次の場合に、該当するKeystone注文を終了することができる：(a) 顧客が支払期日の到来した料金その他の金額のいずれかを支払わず、かかる支払い遅延に関する通知の送付後10日間にわたって、かかる未払いが継続した場合、(b) 顧客が支払い不能に陥るか、適用される破産法もしくは倒産法に基づく申立てをし、もしくは顧客に対してかかる申立てがなされて、かかる申立てが90日以内に取下げられないか、債権者に清算、和議もしくは財務再編を提案するか、債権者のための財産譲渡をするか、または財産保全管理人、破産管財人、財産管理者、清算人もしくはこれらに類似する代理人が任命され、もしくは顧客のいずれかの財産もしくは事業を占有した場合、または (c) 顧客の支配権に重要な変更が生じた場合（「支配権」という用語は、議決権付き株式の所有によるか契約その他によるかを問わず、直接または間接的に顧客の経営および方針を指揮する権能のことをいう）。

9.2 終了の効果：パートナー契約に定める条件に加えて、次のとおりとする。

(a) 本パートナー契約または該当するKeystone注文の終了または満了に際して、顧客は、(i) 影響を受けるサブスクリプション サービスの中で顧客がサブスクリプション製品にアップロードしたすべてのデータについて、すみやかに使用を中止して削除し、(ii) 影響を受けるサブスクリプション サービスの一部としてネットアップが提供したサブスクリプション ハードウェアを、通

常の損耗を除いては当初引き渡された時と同じ状態で、提供されたガイドラインに従って返却するか、その他の方法によりネットアップが利用できる状態にする。顧客は、(1) サブスクリプション ハードウェアをネットアップに返却する前に、サブスクリプション ハードウェアから全ての顧客情報を、ストレージ メディアを破壊または損傷することなく消去する責任を負わなければならない、または(2) 顧客が返却不要ディスク（以下「NRD」）オプションを購入した場合、サブスクリプション ハードウェアの一部である、欠陥もしくは障害のあるディスク、ソリッド ステート ドライブその他の不揮発性メモリ コンポーネント（ネットアップ サポート サイトに定義）を返却しない。顧客は、かかる不揮発性コンポーネントを保持し、その処分および破棄について引き続き単独で責任を負い、顧客がかかるコンポーネントを破壊または無効化したことを証明する廃棄証明をすみやかに送付する。NRDオプション対象のコンポーネントがNetAppに返送された場合、NetAppは当該コンポーネントに残っているデータに関していかなる義務または責任も負わないものとし、顧客はこれに合意する。ネットアップは、当該コンポーネントをその他の返却部品と同様に取り扱い、修復もしくは破棄の一方またはその両方を行うためにネットアップのサプライチェーンに送付する。顧客に提供されたガイドラインに従って、サブスクリプション期間の満了後15暦日以内にサブスクリプション ハードウェアが返却されない場合、NetAppは、その単独の裁量で、(A) その時点で最新のNetAppの価格表に従って計算した、かかるサブスクリプション ハードウェアの取替品の費用、または(B) 最終返却までに発生する（保有期間満了後レートによる）料金を、顧客に請求する権利を有する。この文の(B)における料金は、サブスクリプション期間の満了の直前に支払い義務が生じた該当する最小支払い額を下回らない。顧客はさらに、NetAppの要請に応じて、顧客が占有している、または顧客の管理下にある、サブスクリプション ソフトウェアおよび関係する本文書の全てのコピー（ライセンス イネーブルメント キーを含む）を、全ての顧客情報または専有情報および秘密情報を消去した状態で、すみやかに返却または破棄しなければならない。顧客は、NetAppに返却されたサブスクリプション ハードウェア上に残っている顧客情報が、NetAppにより、またはNetAppに代わってNetAppが何らかの責任を負うことなく、処分または削除されうること、およびNetAppがかかる顧客情報の消去または保護に関する全ての責任を否認することを承認する。サブスクリプション期間の満了予定時よりあとに顧客がサブスクリプション サービスを使用する場合は、その使用全てについて、関連するサブスクリプション製品がNetAppに全て返却されるまで、保有期間満了後レートで計算および請求される料金が課される。

(b) Keystone注文が終了または満了した場合、ネットアップはさらに、その単独の裁量で、(i) 影響を受ける全てのKeystone注文に基づくサブスクリプション サービスの供給を中

止すること、(ii) サブスクリプション サービスの提供を停止または終了してサブスクリプション ソフトウェアおよび関係文書を使用するための全ての権利を終了させること、(iii) サブスクリプション ハードウェアの撤去および取戻しのためにネットアップにかかる合理的な費用ならびに顧客が占有している間に発生したサブスクリプション ハードウェアの損傷または損失に関連する費用を回収すること、ならびに(iv) サブスクリプション製品の使用もしくはアクセスの一方またはその両方を無効化して本第9.2条に従いサブスクリプション製品を返却するよう顧客に要求することができる。

(c) ネットアップが第9.1条に基づいて正当な理由で該当するKeystone注文を終了させた場合、顧客は、(i) 支払期日が過ぎている金額、(ii) 残りのサブスクリプション期間について支払い義務が生じることになる料金、(iii) サブスクリプション ハードウェアの撤去および取り戻しのためにネットアップに生じる合理的な費用、ならびに(iv) 顧客が占有している間に発生したサブスクリプション ハードウェアの損傷または紛失に関連する費用を、すみやかにネットアップに支払う。

9.3 存続：その性質により存続する条件に加えて、第1条、第3.2条、第3条、第5.4条、第6.1条、第7.2条、第7条、第9.1条、第9.2条および第10条も、本パートナー契約の終了または満了後に存続する。

10. 雑則

10.1 譲渡：矛盾する規定が本KFS購入添付文書にあったとしても、顧客は、ネットアップが顧客に通知することも、その同意を得ることもなく、Keystone注文、料金、およびサブスクリプション製品、またはこれらの一部に対する権利、権原および権益の全部または一部を売却、譲渡またはその他移転することに同意する。顧客は、NetAppから書面による通知を受領するのに応じて、料金およびKeystone注文に基づき支払い義務が生じるその他金額を、減額、控除または相殺を行わずにNetAppの譲受人に直接支払う。顧客は、NetAppの譲受人に対して請求または相殺権を主張する権利をここに放棄し、理由の如何にかかわらずかかる主張を行わない。顧客は、かかるNetAppの譲受人が、かかるKeystone注文に基づくNetAppの責務、約束または義務を履行する義務を負わないことを承認する。

10.2 総則：本パートナー契約は、Keystone注文および本KFS購入添付文書とともに、(a) サブスクリプション製品およびサブスクリプション サービスに関する両当事者間の完全な合意事項および了解事項を示しており、(b) 両当事者間の本KFS購入添付文書への合意前の連絡事項、表明事項および合意事項に取って代わり、(c) 両当事者間のあらゆる見積書、発注書、確認書およびこれらに類似する通信において矛

盾する条件または追加の条件に優先する。本KFS購入添付文書に別段の定めがある場合を除き、Keystone注文と本KFS購入添付文書との間に矛盾がある範囲において、本KFS購入添付文書が優先する。Keystone注文は、本KFS購入添付文書を組み込み、本KFS購入添付文書に従うものとみなされるが、両当事者が書面で明示的に別段の合意をした場合はこの限りでない。顧客は、本KFS購入添付文書の規定および意図を実現するため、ならびにすべての適用法令を遵守するためにネットアップから合理的な要請を受けた情報、証書および文書（サブスクリプション製品が設置される不動産に対する持分権または占有権に関する第三者の権利放棄証書を含む）をネットアップに提供し、そのような要請を受けたすべての行為を随時実施する。

両当事者は、本KFS購入添付文書において、パートナーの承認済み地域とは、最新のPartner Sphereプログラム ガイドでパートナーに関連して定義されている「販売地域」のことをいうことに合意する。ただし、サブスクリプション サービスが当該販売地域で利用可能であることを条件とする。パートナーは、すべての国および地域（パートナーの販売地域を含む）においてネットアップのサブスクリプション サービスが利用できるとは限らないこと、また、エンドユーザに見積りを提示する前に、関連する国または地域におけるサブスクリプション サービスの利用可否を最初にネットアップの担当者に確認しなければならないことを認識する。両当事者は、前記の地域以外のさまざまな国の法域において顧客または顧客の関連会社に対しサブスクリプション サービスを提供するにあたっては、まったく異なる費用、税金、関税の適用、または税法上のリスクおよび政治的リスクが伴う場合があることを了解する。本補足契約が、かかる他の法域におけるサブスクリプション サービスの提供に適用されるのは、両当事者が特定の法域に固有の修正条項を締結している場合に限られる（かかる修正条項は、該当するKeystone注文内、または参加合意の書式、もしくはその他の形で相互に合意した別の書面に明記される）。

Keystone Flexサブスクリプション付属書 米国政府のエンドユーザに関する補足条項

本補足条項は、NetApp U.S. Public Sector, Inc.とパートナー契約を締結している顧客で、その販売地域に米国連邦政府のエンドユーザが含まれる顧客にのみ適用される。なお、本補足条項には参照により本KFS購入添付文書が組み込まれる。両当事者は、顧客を介してサブスクリプション サービスを購入した米国連邦政府のエンドユーザに次の規定を適用することに合意する。

1. 自己都合による解除：

エンドユーザは、30日前に書面で通知することにより、自己都合によりいつでも解除することができる。ただし、エンドユーザが、(A) 支払期日が過ぎた額、ならびに (B) 支払期日が到来した料金および残りのサブスクリプション期間について支払期日が到来する料金の全額を支払うことを条件とするものとする。

2. 予算の不存在：

Keystone注文に基づいて義務付けられている料金の支払いに十分な資金が割り当てられていない場合、かかるKeystone注文は終了するものとし、エンドユーザは、資金が割り当てられていたその時点で最新の会計年度より後の期間分のKeystone注文に基づく支払い義務を負わないものとする。このような予算の不存在（以下「**予算不存在事由**」という）が発生した場合、エンドユーザは、予算が割り当てられていた会計年度の末日までに、当該Keystone注文に基づいて占有していたサブスクリプション製品をネットアップに引き渡すものとする。予算不存在事由によるKeystone注文の終了時に、エンドユーザが自ら占有しているサブスクリプション製品をネットアップに引き渡さなかった場合、当該終了は依然として有効であるが、エンドユーザは、当該終了後に支払期日が到来した額のうち、当該終了後にエンドユーザが占有を解除しなかった日数分に相当する額の損害賠償金を支払う責任、およびエンドユーザが義務付けられているとおりに占有を解除しなかった結果としてネットアップが被ったその他の損失に対する責任を負うものとする。

3. Keystone注文フォームの「延長/更新」セクションのすべてを削除するものとする。サブスクリプション期間は、両当事者が書面によってのみ延長することができる。

本KFS購入添付文書の他のすべての条件は完全に有効であり続け、顧客が米国政府のエンドユーザに適用するものとする。

Keystone Flexサブスクリプション付属書2
州政府、地方自治体、および高等教育機関のエンドユーザに関する補足条項

本補足条項は、NetApp U.S. Public Sector, Inc.とパートナー契約を締結している顧客で、その販売地域にSLEDエンドユーザが含まれる顧客にのみ適用される。なお、本補足条項には参照により本KFS購入添付文書が組み込まれる。

両当事者は、顧客を介してサブスクリプション サービスを購入したSLEDエンドユーザに適用することに合意する。

1. 予算の不存在：

Keystone注文に基づいて義務付けられている料金の支払いに十分な資金が割り当てられていない場合、かかるKeystone注文は終了するものとし、エンドユーザは、資金が割り当てられていたその時点で最新の会計年度より後の期間分のKeystone注文に基づく支払い義務を負わないものとする。このような予算の不存在（以下「予算不存在事由」という）が発生した場合、エンドユーザは、予算が割り当てられていた会計年度の末日までに、当該Keystone注文に基づいて占有していたサブスクリプション製品をネットアップに引き渡すものとする。予算不存在事由によるKeystone注文の終了時に、エンドユーザが自ら占有しているサブスクリプション製品をネットアップに引き渡さなかった場合、当該終了は依然として有効であるが、エンドユーザは、当該終了後に支払期日が到来した額のうち、当該終了後にエンドユーザが占有を解除しなかった日数分に相当する額の損害賠償金を支払う責任、およびエンドユーザが義務付けられているとおり占有を解除しなかった結果としてネットアップが被ったその他の損失に対する責任を負うものとする。

本KFS購入添付文書の他のすべての条件は完全に有効であり続け、顧客がSLEDエンドユーザに適用するものとする。